

葛卷町国土強靱化地域計画

令和3年3月
葛卷町

— 目 次 —

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 地域防災計画との関係	2
4 計画期間	2
第2章 基本的な考え方	3
1 基本目標	3
2 事前に備えるべき目標	3
3 基本的な方針	3
第3章 想定するリスク	6
1 葛巻町の地域特性	6
2 対象とする自然災害	10
3 起きてはならない最悪の事態	14
第4章 脆弱性評価	16
1 脆弱性評価の考え方及び実施手順	16
2 脆弱性評価結果	16
第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策	64
1 個別施策分野	64
2 横断的分野	81
第6章 計画の推進と進捗管理	100
1 推進体制の構築	100
2 計画の進捗管理と見直し	100

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

歴史に残る大規模自然災害の一つである東日本大震災（平成23年（2011年）3月11日）において、私たちは経験したことのない巨大津波や原子力災害等により、甚大な人的及び地域社会・経済の被害を受けました。

大規模自然災害の被災と復旧・復興を繰り返してきた日本において、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策の総合的、計画的な実施は極めて重要と言えます。

平成25年（2013年）12月に公布（平成27年9月改正）された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」は、大規模自然災害に備えて事前防災及び減災に係る施策の推進により、国民の生命、生活、経済等を守ることを目的としています。

また、基本法では、第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されています。

葛巻町では、「未来を協創する 高原文化のまち」を目指すべき将来像に掲げた「葛巻町総合計画中期基本計画」及び「葛巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）」を令和2年3月に策定し、幸せを実感できるまちを基本理念としてまちづくりの各種施策・取組を進めています。

巨大地震や津波、火山噴火といった自然災害に加えて、気候変動が要因と考えられる豪雨災害をはじめとした風水害の激甚化、新型コロナウイルス（COVID-19）に伴う社会経済活動の停滞や変革など、私たちを取り巻く大規模自然災害等のリスクは変化し続けています。

このような背景を踏まえ、近隣市町村、県、国との連携強化を図り、想定外の最悪の事態を回避し「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を兼ね備えた、安全・安心な「葛巻町」の構築を推進するため、「葛巻町国土強靱化地域計画」を策定することとしました。



2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づいて国土強靱化地域計画として策定するものであり、国の国土強靱化基本計画や岩手県国土強靱化地域計画と調和及び連携を図ることとされています。また、本町の最上位計画である総合計画、並びに地域防災計画をはじめとした各分野別計画との整合・調和を図るとともに、国土強靱化に関する本町の施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものとします。

3 地域防災計画との関係

葛巻町の地域防災計画として、災害対策基本法に基づく「葛巻町地域防災計画」があり、風水害等一般災害、震災、原子力災害等の災害リスクに対して、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画をそれぞれ定めています。

一方、「葛巻町国土強靱化地域計画」は、行政機能や地域社会・経済、インフラ整備のあり方など、ソフト面も含めたまちづくり全般を通じてリスクの軽減を図り、町全体の強靱化を推進するための指針となるものです。

4 計画期間

本計画の計画期間は、「葛巻町総合計画中期基本計画」及び「葛巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期)」との整合を図るため、令和2年度(2020年度)から令和5年度(2023年度)までの4か年とします。

第2章 基本的な考え方

国の「国土強靱化基本計画」及び「岩手県国土強靱化地域計画」を踏まえ、次のように「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」を定めます。

1 基本目標

次の4項目を基本目標として、葛巻町における国土強靱化の取組を推進します。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 3 町民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- 4 迅速な復旧・復興を可能にする

2 事前に備えるべき目標

葛巻町における国土強靱化の取組を推進する上で、事前に備えるべき目標を次のとおり設定します。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する
- 3 必要不可欠な行政機能・情報通信機能を維持する
- 4 地域経済システムを機能不全に陥らせない
- 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る
- 6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 7 地域社会・経済を迅速に再建・回復する

3 基本的な方針

葛巻町における国土強靱化の取組を推進する上で、基本的な方針を次のとおり設定します。

(1) 葛巻町における国土強靱化の取組姿勢

- ア 東日本大震災の経験や人口減少問題などの地域課題を多面的に検討
葛巻町の持続的な存立のため、強靱性を損なう原因を、東日本大震災における停電、沿岸部応援の経験や人口減少問題をはじめとした地域課題を

多面的に分析し、対応方策について検討します。

イ 経済社会システムの信頼性と活力の向上

災害に強いまちづくりを推進することにより、経済社会システムの信頼性と活力を高める取組を検討します。

ウ 潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化

葛巻町が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化に取り組みます。

(2) 適切な施策の組合せ

ア ハード対策とソフト対策を適切に組合せ

災害から町民及び訪問者等の命を守り、被害を最小限に抑えるため、本町の特性を踏まえた防災施設の整備、施設の耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。

イ 関係者相互の連携協力

「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせ、国の機関、県、民間事業者、住民等、関係者相互の連携協力及び役割分担により取組を進めます。

ウ 非常時のみならず平時にも有効活用

非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう取り組みます。

(3) 効率的な施策の推進

ア 資金の効率的な使用による施策の推進

人口減少、少子・超高齢社会化における行政に対する町民ニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえた上で、本町の財政状況や施策の継続性に配慮し、資金の効率的な使用により施策を推進します。

イ 国、県の施策、既存の社会資本、民間資金の活用

国、県の施策の積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、PPP/PFIによる民間資金の活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進します。

(4) 葛巻町の特性に応じた施策の推進

ア 地震や風水害の経験等を踏まえた施策の推進

東日本大震災や台風、集中豪雨による風水害等の復興施策の経験等を踏まえた施策を推進します。

イ 多様性に配慮した施策の推進

年齢や性別、国籍、障がいの有無など個人の多様性に十分配慮して施策を講じます。

ウ 自然との共生

地域の特性に応じ、自然との共生や環境の保全、景観の維持等に配慮し



ます。

エ 将来、人口が減少した場合にあっても、基本目標が達成できる仕組みづくり

「葛巻町総合計画」、「葛巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、各計画や施策・事業との調和を図り、人口減少対策にもつながる地域コミュニティや地域経済の強靱化を推進します。

第3章 想定するリスク

1 葛巻町の地域特性

(1) 地理・地形

葛巻町は、岩手県北東部、北緯 40 度線上に位置し、周囲は 1,000m 級の山々に囲まれた山間の町です。地形は、東西に 27.2km、南北に 31.3km、総面積 434.96 km² と広大で、全体の約 85% が森林で占められ、標高は高く、急峻な山岳と溪谷、そしてなだらかな高原が織りなす変化に富む地形を示しています。また、北東部の平庭高原は、日本最大規模と言われる 30 万本の白樺林とレンゲツツジの群生地で知られる美しい高原で、県立自然公園に指定されています。中心部は県都盛岡から北東に 69km の地点にあり、盛岡方面と久慈方面を結ぶ国道 281 号、南北に貫く国道 340 号を軸に交通網が整備されています。



図 葛巻町の位置図

(2) 気候

葛巻町は、東日本の太平洋側の気候区に属していますが、気温は、寒暖の差が大きく、年平均気温は 7～9℃ と冷涼で、冬期間は降雪が 12 月上旬から 3 月下旬まであり、最低気温が氷点下 20 度を超える日もあり、県内有数の極寒地帯でもあります。

年平均降水量は 700～1,000mm と高原型・内陸型気候に属しており、積雪量は 30 cm 前後と少なく、1 月の降雪量の平年値は 125 cm となっています。

(3) 人口・世帯

葛巻町の人口・世帯数は、昭和 35 年には 15,964 人・2,746 世帯でありましたが、高度成長期以降都市への流出より減少の一途をたどり、平成 27 年の国勢調査では、6,344 人・2,460 世帯となっています。

高齢者の割合が増加傾向にあることから、一人暮らしの高齢者の増加などが示唆され、大規模自然災害の発生時には、避難誘導の支援手段の不足や逃げ遅れの増加など、自助・共助による防災・減災において大きな課題になると考えられます。

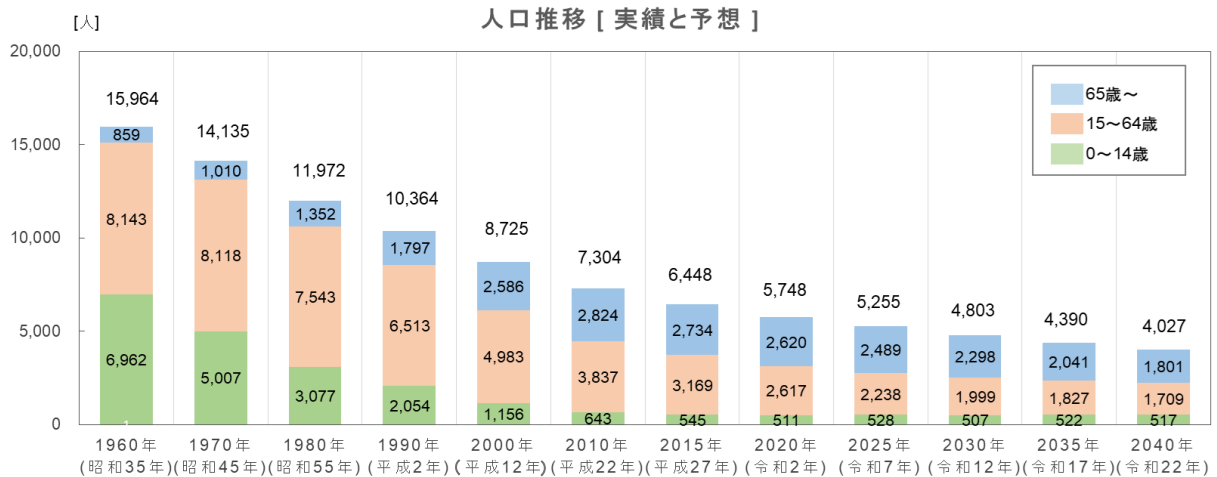


図 葛巻町の人口推移（実績値及び将来推計）

出典：葛巻町 まちひとしごと創生人口ビジョン総合戦略 2015

(4) 産業・雇用

葛巻町の就業者総数は、平成27年の国勢調査では、3,004人であり、そのうち、第一次産業が855人(28.5%)、第二次産業が792人(26.4%)、第三次産業が1,357人(45.2%)となっています。第一次産業の構成比は県平均を大きく上回り、逆に第三次産業の構成比県平均を下回っている状況にあります。

また、町内総生産額は、平成29年の市町村民経済計算では、20,370百万円であり、そのうち、第一次産業が3,358百万円(16.5%)、第二次産業が5,283百万円(25.9%)、第三次産業が11,608百万円(57.0%)を占めています。

(5) 防災関連基盤

葛巻町における主な防災関連基盤（交通・物流、消防団等）は、下記のとおりとなっています。

【交通・物流】

○一般国道

- ・国道 281 号
- ・国道 340 号

○主要地方道

- ・岩手県道 15 号一戸葛巻線
- ・岩手県道 30 号葛巻日影線

○一般県道

- ・岩手県道 202 号普代小屋瀬線
- ・岩手県道 253 号元木江刈内線

○バス路線

(ジェイアールバス東北株式会社)

- ・白樺号
- ・大平橋線 (江刈線)
- ・葛巻線 (田部線)

(岩手県北自動車株式会社)

- ・葛巻線 (伊保内線)

【消防団】

葛巻町消防団の体制は、消防団本部、本部配下に第1中隊(6分団)、第2中隊(6分団)、第3中隊(6分団)、及びラッパ隊で構成されています。

平成31年4月1日現在、定員数346人に対して、実員数は289人(充足率約83.5%)となっています。

【自主防災組織等】

○葛巻町婦人消防協力隊

葛巻町婦人消防協力隊の体制は、本部、本部配下に第1中隊(6分隊)、第2中隊(6分隊)、第3中隊(6分隊)で構成されています。

平成31年4月1日現在、定員数279人に対して、隊員数は234人(充足率約83.9%)となっています。

○葛巻町自主消防隊

各自治会の自主消防隊組織(結成時期:平成19年4月~平成20年4月)は、全28隊が結成されています。



【防災行政無線】

区分		種別	設置場所	管理部門	局数
移動系	基地局	基地局	葛巻町役場	総務課	1
	陸上移動局	車載型	葛巻町役場	総務課	12

(令和2年4月1日現在)

【その他】地域情報通信基盤施設

葛巻町では、山間地の地形的条件に起因する通信不感問題などに対処するため、平成20年度より地域情報通信基盤施設の整備を実施し、光ファイバー網による全町ネットワークを構築しました。これにより、住民に対する行政情報の発信や災害時における情報伝達手段が確保されています。

また、地域情報通信基盤施設を活用し観光振興・移住定住・交流人口の増加を図るための公衆無線ネットワークシステムの整備や地形的条件による不通地域に対して屋外音声告知端末の増設を行っています。

このほか、無線通信事業者へ負担金を交付するとともに、携帯電話不感地域を解消するための基地局の整備を行い、携帯電話通話エリア世帯カバー率は99%となっています。



2 対象とする自然災害

(1) 自然災害等の想定

発生しうる大規模自然災害について、岩手県国土強靱化地域計画における想定及び葛巻町の地域特性を踏まえ、下記の自然災害を想定することとしました。

想定される自然災害等	岩手県の想定	葛巻町での想定
地震（巨大地震）	○	○
津波	○	—
液状化	—	—
風水害	○	○
土砂災害	○	○
火山噴火	○	—
暴風雪・雪害	○	○
濁水	—	—
林野火災（フェーン現象）	○	○
竜巻	—	—
伝染病・感染症	○	○
伝染病・感染症（家畜・畜産）	—	○
複合災害	—	—
その他	—	—



(2) 被害の想定となる過去の主な大規模自然災害

葛巻町国土強靱化地域計画において想定する自然災害等の規模については、過去に岩手県又は葛巻町において大きな被害が発生した大規模自然災害を踏まえることとしました。

	自然災害等	想定する規模（過去の主な災害の被害状況）等
1	地震	<p>東北地方太平洋沖地震（東日本大震災） （平成 23 年（2011 年）3 月 11 日） 【規模】 マグニチュード 9.0 【震度】 7（地震全体） 5 弱（葛巻町葛巻元木 計測震度 4.5） 【インフラ関連】 停電、電話不通（3 月 13 日には復旧）</p>
2	風水害・土砂災害	<p>① 平成 18 年台風 16 号 （平成 18 年（2006 年）10 月 6 日～8 日） 【降水量】 72 時間雨量が 383mm 【人的被害】 死者 1 名 【被害】 冠水、土砂流出、町道一部の路肩や法面の崩壊 土石流が発生し、畑と一部の宅地に流出 【被害額】 約 40 億円 【その他】 町では初めての避難勧告を発令</p> <p>② 平成 22 年 7 月豪雨（3 回の豪雨と 1 回の降雹） （1 回目）平成 22 年（2010 年）7 月 3 日 【降水量】 約 30 分間にわたり激しい豪雨 【被害】 冠水、土砂流出、町道一部の路肩や法面の崩壊 土石流が発生し、畑と一部の宅地に流出 （2 回目）平成 22 年（2010 年）7 月 17 日 【降水量】 葛巻北西部で 61mm を記録 【被害】 準用河川の護岸、町道の路肩や法面の崩壊 橋が土砂で埋塞、町道の路盤や路体が流失 飲料水供給施設の導水管の一部が遮断 （3 回目）平成 22 年（2010 年）7 月 24 日～25 日 【降水量】 中外川の雨量計が時間最大で 33mm 24 時間の累計では 95mm を記録 【被害】 町道の路肩が崩壊</p>



	自然災害等	想定する規模（過去の主な災害の被害状況）等
2	風水害・土砂災害	<p>平成 22 年 7 月豪雨災害で、町が被災した件数 【公共土木施設】河川 20 件、道路 25 件 【農地、農業用施設】農地 5 件 農地の冠水や土砂流入などによる被害面積は 9.4ha 【町道・農道・林道・簡易水道施設等】 急遽、修繕が必要となった箇所は多数 住宅の床下浸水 10 棟，床上浸水 2 棟 【その他】県管理の国道・県道・一級河川に多くの被災があり</p> <p>③ 平成 23 年台風 15 号 （平成 23 年（2011 年）9 月 21 日～22 日） 【降水量】199 mm（1 週間の降水量） 【被害】馬淵川氾濫により、農道冠水 主要地方道の土砂崩れ、電柱倒壊 電話などのケーブル断線による通信インフラ不通 農作物被害（被害面積 27.4ha）</p> <p>④ 平成 28 年台風 10 号 （平成 28 年（2016 年）8 月 30 日） 【降水量】中外川の雨量計が時間最大で 25mm 24 時間の累計では 141mm を記録 【被害】床上浸水 10 棟、床下浸水 14 棟、 河川 22 か所、道路 19 か所、橋 2 か所、農道 3 か所、 農業用施設 4 か所、林道 6 か所 農作物被害（被害面積 16.3ha） 【被害額】約 5.8 億円</p>
3	暴風雪・雪害	<p>（近年の豪雪）</p> <p>①平成 18 年豪雪（平成 17 年 12 月から 1 月） ②平成 23 年豪雪（平成 22 年 12 月から 1 月） ・平成 22 年 12 月 22 日～23 日 ・平成 22 年 12 月 31 日から平成 23 年 1 月 1 日 葛巻町 降雪 92 cm 積雪 114 cm （積雪の深さの観測史上 1 位を更新）</p>



	自然災害等	想定する規模（過去の主な災害の被害状況）等
4	林野火災	① 葛巻町田部地区林野火災（昭和 51 年 5 月 15 日） 【焼損面積】 1,265,600 m ² 【損害額】 65,276 千円 ② 葛巻町・岩手町林野火災（平成 26 年 5 月 30 日） 【焼損面積】 240,000 m ² （2 町の合計） 【損害額】 18,699 千円（2 町の合計）
5	伝染病・感染症	・新型コロナウイルス、新型インフルエンザ等感染拡大 ・気候変動に伴うマラリア、デング熱等の感染経路拡大 ・人獣共通感染症の感染拡大
6	伝染病・感染症 （家畜・畜産）	【牛】 ヨーネ病、牛白血病、牛ウイルス性下痢・粘膜病 破傷風、炭疽、牛結核病、牛ブルセラ病、 サルモネラ症、口蹄疫（最重要家畜伝染病） 【馬】 馬伝染性貧血 【豚】 豚流行性下痢（PED）、豚丹毒、豚熱、アフリカ豚熱、 豚オーエスキー病、口蹄疫（最重要家畜伝染病） 【鳥】 高病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病 【蜜蜂】 チョーク病 【羊】 口蹄疫（最重要家畜伝染病）

《トピックス》

- ・昭和 35 年小児マヒ（ポリオ）流行
 （昭和 35 年 6 月 12 日～9 月）
 【発病者】 42 人の幼児が発病
 【対策等】 役場内に対策本部を設置し、小児マヒ対策を講じる。
 - ・昭和 36 年、全国で初めて生ワクチンを投与
 - ・昭和 36 年、部落衛生組合が各地で結成（部落ごとの保健連絡網が発達）
 - ・昭和 39 年、保健委員、保健補助員を任命



3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

葛巻町の状況及び岩手県国土強靱化地域計画、国土強靱化基本計画を踏まえ、7つの「事前に備えるべき目標」に対応する25の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

事前に備えるべき目標／起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		
1 直接死を最大限防ぐ		
1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）	
1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	
1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	
1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	
1-5	情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生	
2 救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する		
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
2-3	自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足	
2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺	
2-5	被災地における感染症等の大規模発生	
3 必要不可欠な行政機能・情報通信機能を維持する		
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	
3-2	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
4 地域経済システムを機能不全に陥らせない		
4-1	サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞	
4-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	
4-3	食料等の安定供給の停滞	



事前に備えるべき目標／起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る	
5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
5-2	上下水道等の長時間にわたる供給停止
5-3	基幹的交通及び地域交通ネットワークの分断・機能停止
6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
6-1	ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
6-2	有害物質の大規模流出・拡散
6-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
6-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
7 地域社会・経済を迅速に再建・回復する	
7-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
7-2	復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方及び実施手順

「強靱」とは「しなやかで強い」ことを意味し、国土強靱化とは国土や経済、暮らしが、いかなる大規模自然災害等が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持つこととされています。

基本法第9条において、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスとされており、基本計画においても、脆弱性評価を踏まえ、各施策の推進方針が示されています。

葛巻町においても、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに、これまでの取組を踏まえた脆弱性評価を行い、事態を回避するための施策の方向性について検討しました。これらの結果を5つの「個別施策」ごとに整理し、横断的な把握も行えるよう5つの「横断的分野」ごとに再掲しています。

2 脆弱性評価結果

施策分野ごとの脆弱性評価結果は次のとおりです。

<個別施策分野>

1-1 行政機能・情報通信・防災教育

【1 行政機能】

(1) 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化

ア 役場庁舎等の耐震化

防災拠点となる役場庁舎は、耐震性能に問題があるとされ、現在新庁舎の建設を進めており、令和4年8月頃に竣工する見込みです。

➡ 新庁舎建設後は、適切な維持管理に努める必要があります。

イ 災害対策本部を設置する庁舎機能の強化

防災拠点となる役場庁舎は、耐震性能に問題があるとされ、現在新庁舎の建設を進めており、令和4年8月頃に竣工する見込みです。



また、現庁舎が災害対策本部として使用できなくなる場合を考慮した代替施設を設定しています。

- ➡ 現庁舎が災害対策本部として使用できなくなる場合を考慮した訓練の実施などを検討する必要があります。

（2）町の災害時業務継続体制の整備

町では、新型インフルエンザ等対策マニュアルにおいて、事前に最小限の職員でも必要な業務を継続できるよう業務の優先順位を整理しています。

- ➡ 最小限の職員でも必要な業務を継続できるよう、人員計画等に係る検討を平素から行っておく必要があります。

（3）避難体制整備

ア 避難場所・避難所の指定・整備

町では、指定緊急避難場所を38か所、指定避難所として21か所を設けており、指定緊急避難場所のすべてに非常用小型発電設備を配備しています。また、太陽光発電設備や蓄電池、簡易救助器具、感染症対策資材の配備も進めています。

- ➡ 災害時に非常用小型発電機や太陽光発電設備や蓄電池が稼働するよう、定期的な点検や保守を行う必要があります。また、担架やAEDなど簡易救助器具や感染症拡大防止の資材を配備しておく必要があります。

イ 福祉避難所の指定

町内に福祉避難所として指定可能な施設について調査を進めています。

- ➡ 災害弱者となる高齢者や障がい者、その他特別な配慮を必要とする要配慮者等の避難が可能な施設を整備する必要があります。

ウ 非常用発電機の装備

指定緊急避難場所への非常用小型発電機は配備しています。また、指定緊急避難場所及び指定避難所への太陽光発電設備等の配備に取り組んでいます。

- ➡ 指定緊急避難場所及び指定避難所への太陽光発電設備等の配備を推進するとともに、災害時に機器が動作するよう適切な維持管理に努める必要があります。

エ 備蓄の啓発

防災マップに非常時持出品や備蓄品の準備例を記載し、備蓄の啓発に

努めています。

- ➡ 町民等の実際の備蓄状況の把握に努め、啓発を継続する必要があります。

才 食料の確保

町では、約 600 人の 2 日分の食料を確保しています。

- ➡ 計画的な食料備蓄を図るとともに、高齢者や障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、乳幼児等の要配慮者への配慮等について検討する必要があります。

（4） 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築

ア 災害用備蓄の確保

町は、岩手県広域防災拠点配置計画における後方支援拠点（県北部・葛巻エリア）に位置付けられており、物資・資機材の備蓄倉庫を備えた消防庁舎等の整備を推進しています。

- ➡ 引き続き、適切な備蓄の確保や消防庁舎の整備を推進するとともに、県や周辺自治体と連携を図る必要があります。

イ 物資の調達・供給体制の強化

被災者等に対して食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等との協力体制の整備を進めています。

- ➡ 民間事業者との災害協定締結など、物資の調達や供給体制の充実を図るとともに、協定先との関係づくりを強化する必要があります。

（5） 復旧・復興計画等策定の事前準備

公共施設等の災害復旧計画や生活の安定確保計画、復興計画の事前準備に取り組んでいます。

- ➡ 被災からの早期の復旧・復興を図るため、各種の復旧・復興計画の有機的な連携や関係部署・団体等との連携について熟度を深める必要があります。

【2 消防】

（1） 地域の消防力の強化

ア 消防防災設備の整備

あらゆる災害に対して迅速かつ的確に対処するため、計画的な消防防災設備の整備を推進しています。

- 購入から一定期間を経過する消防車両を更新するとともに、耐震性能及び備蓄倉庫を備えた後方支援拠点となる消防庁舎及び屯所の整備を進める必要があります。

イ 消防団の充実

葛巻町消防団は町内 18 分団で編成されています。各地域の分団は、日ごろから消火訓練や見回りなどを行い、火災発生の予防をはじめ火災消火活動を行っています。また、災害時における救援活動等の体制が整えられています。

- 高齢化や人口減によって消防団員数は、条例定数 346 人に対して実員数が 289 人と、充足率が 90%を下回って推移していることから、機能別団員や女性団員を含めた消防団員の確保対策を進めるとともに、団編成のあり方等について検討する必要があります。また、団員のスキルアップや安全意識の向上、安全装備品の充実を図る必要があります。

(2) 防災ヘリコプター等の円滑な運航の確保

ア ヘリポート等の整備

防災ヘリやドクターヘリの緊急離発着場（ランデブーポイント）として、町内5か所を指定しています。また、町道茶屋場田子線の隣接地にヘリポートとして活用できる防災広場や備蓄倉庫などを備えた防災拠点の整備を計画しています。

- これまでの利用状況を踏まえ、ランデブーポイントの追加や、アスファルト舗装ポイントの表示、冬期間の除雪体制の確立などによる離着陸環境の整備を進める必要があります。また、防災拠点の整備に向けて、県代行事業への採択などの要望を継続し、計画の推進を図る必要があります。

イ 航空輸送体制の強化

道路の閉塞や崩壊等により迅速な救命救助や物資輸送が困難な場合を想定し、防災ヘリ等の運航体制を強化する必要があります。

- 飛行場外における防災ヘリ等の発着場所の確保や防災訓練などを通じた運航体制の確認などに取り組む必要があります。

(3) 救助・救急等の補完体制強化

町職員、応援職員、自主防災組織等の住民組織及び災害ボランティア等によっても要員に不足が生じた際には、必要な応急対策要員を確保することとしています。

- ➡ 大規模災害を想定した救助・救急等の補完体制の強化に努める必要があります。

（4） 防火対策

消防団や婦人消防協力隊と連携して、定期的に火災予防の周知活動を行っています。

- ➡ 火災を発生させないために、日常的に火災予防について住民に呼びかける必要があります。

【3 教育】

（1） 学校施設の耐震化

学校施設の構造体は耐震化済みとなっています。

- ➡ 耐震化率を維持し、老朽化対策などにより、建物の長寿命化を図る必要があります。

（2） 防災教育の推進

「いわての復興教育」プログラムに基づき、防災教育を行っています。

- ➡ 学校における防災教育は極めて重要であることから、防災教育の充実を図る必要があります。

【4 情報通信】

（1） 住民等への情報伝達の強化

防災情報連携システムやくずまきテレビ、情報配信アプリ（ライフビジョン）等を活用した行政情報・防災情報の発信を行うとともに、内容の充実・強化を図っています。

- ➡ 媒体により情報発信の仕方を工夫し、住民等への効率的、効果的に伝達するとともに、情報提供や講習会を開催し、防災情報に関するリテラシー向上を図る必要があります。

（2） 行政情報通信基盤の耐災害性強化

自治体クラウドに加入し、住民情報や税務、福祉など町が持つ情報システムやデータは外部のデータセンターでクラウド化し共同利用しています。

- ➡ 自治体クラウドなど外部のデータセンターでクラウド化することで、大規模災害発生時においても行政データを保全し、迅速な災害対応や復旧・復興に対応できるよう適正な維持管理に努める必要があります。

ます。

（3）情報通信利用環境の整備

携帯電話不感地域やラジオ難聴地域の解消、デジタル防災無線の整備、屋外告知端末の整備、宅内告知端末の設置など、情報通信基盤の整備を進めるとともに、防災連携システムの構築を図っています。

- ➡ これまでに整備した施設・設備の更新時期を踏まえて適切な維持管理を行い、災害時に情報通信利用環境が確保できるよう取り組む必要があります。

【5 訓練・連携体制】

（1）情報収集・発信体制の強化

災害時における応急対策を円滑かつ的確に実施するため、情報の収集、伝達に当たっては災害情報システムの利用や防災関係機関との密接な連携を図ることとしています。

- ➡ 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう通信手段の複数化を図るとともに、重要な情報を選定し、その情報を優先的に収集、伝達できるようにする必要があります。

（2）防災訓練の推進

ア 防災訓練の推進

町では総合防災訓練を毎年実施し、避難住民の移送訓練や初期消火訓練、炊出し訓練などを実施し、消防団、自主防災隊と協力して町民の防災意識向上に取り組んでいます。

- ➡ より多くの関係機関と連携し、防災訓練を継続して実施する必要があります。

イ 災害時の情報発信訓練

総合防災訓練において、住民に対する情報発信訓練を実施しています。

- ➡ 災害時の情報発信を着実に実行するために、住民に対する情報発信訓練を定期的実施する必要があります。

（3）防災教育の推進【再掲】

「いわての復興教育」プログラムに基づき、防災教育を行っています。

- ➡ 学校における防災教育は極めて重要であることから、防災教育の充実を図る必要があります。



（４） 広域連携体制の確保

町では、大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定を締結しています。

- ➡ 必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するなど、大規模災害時に相互応援が円滑に行われるよう取組を継続する必要があります。

（５） 受援体制の整備

ア 受援体制の整備

県内外の自治体との相互応援協定等を踏まえ、災害時の受援体制の整備に取り組んでいます。

- ➡ 関係機関等と連携し、具体的な災害時の受援体制について検討する必要があります。

イ 非常時における関連機関との連携強化

国や県、町の道路管理者間で、暴風雪時などにおける通行規制情報等の情報共有を行っています。

- ➡ 引き続き、道路管理者間での情報共有を行うとともに、連携の強化を図る必要があります。

ウ 情報連絡体制の強化

大規模災害時には、行政や防災関係機関をはじめ、各種機関との迅速な情報連絡体制を構築するとともに、複数の連絡手段を確保しています。

- ➡ 多様な関係機関の参加による通信訓練を行う必要があります。

エ エネルギー供給事業者との連携

エネルギー供給事業者や自動車販売店と災害時連携協定を締結し、応急対策用燃料や給電機能付き車両の貸出し、資機材の調達等の体制を構築しています。

- ➡ 大規模災害発生時において、燃料や資機材等が円滑に確保されるよう、随時、協定の見直しや防災訓練の実施などを通じて協定先との顔の見える関係を維持しておく必要があります。

オ ライフライン復旧体制の強化

県やライフライン事業者等と連携し、ライフラインの被害状況の迅速かつ的確な把握、必要な要員や資機材の確保により、機動力を発揮して応急復旧に努めることとしています。

- ➡ ライフライン事業者との協定締結や災害時における役割分担、情報伝達体制の確認など、ライフライン復旧体制の強化に取り組む必要



があります。

カ 災害時の公共交通ネットワークの確保

被災時の町民の生活支援や早期の復旧・復興を図るため、地域公共交通網の確保及び災害時の対応等について関係団体等と連携した取組を行っています。

- ➡ 関係団体等との協定締結や防災訓練などを通じて、災害時の公共交通ネットワークの確保に係る体制の整備等を図る必要があります。

(6) 自主防災組織等の育成・強化

ア 自主防災組織の育成・強化

町では、自主防災組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く。）の整備に関する事業を助成する自主防災組織育成助成事業を実施しています。

- ➡ 地域の防災力を一層高めるために、自主防災組織や事業所単位での防災訓練の実施や防災リーダーの育成の推進、備蓄品の充実確保等を支援する事業を継続する必要があります。

イ 住民組織等と連携した情報提供

災害発生時には自主防災組織と連携して住民への情報提供を行うこととしていますが、訓練の実施までは至っていない状況です。

- ➡ 災害時に備え、自主防災組織と連携した情報提供のあり方についてマニュアルを作成するとともに、定期的に訓練を実施する必要があります。

(7) 孤立集落を想定した連絡体制、防災訓練

ア 土砂災害

町では、豪雨に伴う土砂災害により、県道が寸断され、孤立した集落を想定した訓練を実施しています。

- ➡ 引き続き、定期的な訓練を行い、災害時における連絡体制の構築や、体制機能の確認・改善を図る必要があります。

イ 暴風雪及び豪雪

大雪時に、町内で孤立が想定される集落を把握しています。

- ➡ 国や県と協力し、集落が孤立した事態を想定した連絡体制の構築や、防災訓練をととして災害時の体制機能の確認・改善を図る必要があります。

ウ 支援体制の強化

大規模災害時の孤立集落発生を想定し、自衛隊ヘリコプターによる偵察訓練を定期的に行っています。

- ☞ 大規模災害時における孤立集落等への物資輸送体制の構築や、物資の支援ができるまでの期間を想定した備蓄支援について検討する必要があります。

エ 連絡体制の強化

大規模災害時に孤立集落等が発生した場合においても連絡手段が確保されるよう、デジタル防災無線の整備、屋外告知端末の整備、宅内告知端末の設置など、情報通信基盤の整備を進めています。

- ☞ 大規模災害時に孤立集落等が発生した場合を想定し、通信訓練等によりデジタル防災無線や端末の利用方法の習熟を図る必要があります。

（8）復興を担う人材等の育成

町の基幹産業である農業をはじめとして、林業や商工業、観光など様々な分野において持続可能なまちづくりを推進するための人材育成活動に取り組んでいます。

- ☞ 関係団体や近隣自治体等との連携により、被災からの復旧・復興に向けた取組に関する人材等の育成のため、情報共有などに取り組む必要があります。



1-2 住宅・都市

（1）住宅の耐震化

民間戸建て木造住宅への耐震診断士派遣事業、診断結果に基づく耐震補強改修工事に対して一部費用を助成する事業を実施していますが、制度の利用は低調です。

- ➡ 住宅の耐震化率は18%（R元年現在）で、低率となっているため、耐震化に対する意識啓発とともに耐震診断士派遣事業及び耐震改修助成事業の周知を図り、住宅の耐震診断や耐震改修を促進し、耐震化率を向上する必要があります。

（2）公営住宅の老朽化対策

町営住宅は全体的に経年劣化が著しく、町営住宅長寿命化計画に基づき、日常的な点検・修理を的確に実施するとともに、大規模修繕を計画的に行い、入居者へのサービス向上を図っています。

- ➡ 引き続き、日常的な管理や改修等により、老朽化対策を行う必要があります。

（3）空き家対策

町内には相当数の空き家があり、そのうち危険空き家となっているものもあります。

- ➡ 倒壊や治安悪化のリスク低減に向けて、危険空き家の除却や危険空き家とならないように管理を行う必要があります。

（4）水道施設の防災機能の強化

ア 水道施設の防災機能の強化

昭和40年代前半から整備された施設はいずれも老朽化が著しく、老朽施設の更新や長寿命化に取り組んでいます。

- ➡ 老朽施設の更新と併せ地震、豪雨、台風などの自然災害に強い施設の整備を計画的に進めるとともに、定期的な施設の点検・修繕を継続する必要があります。

イ 水道事業の業務継続計画の策定

大規模災害時においても、重要業務を継続し、早期の復旧を可能とするため、業務継続に係る体制整備を推進しています。

- ➡ 部署間や組織間の情報交換などを通じて、災害時の業務継続体制について周知徹底を図る必要があります。



（5） 応急給水の確保に係る連携体制の整備

ア 応急給水

応急給水に対応できる主要施設の耐震化や計画的な給水拠点の確保に取り組んでいます。

- ➡ 応急給水体制（運搬給水、拠点給水、仮設給水）や設備の充実、施設の耐震化などを図る必要があります。

イ 上水道の復旧体制の強化

関係機関との情報共有、復旧対策用資機材の整備、計画的な復旧対策などの体制整備の構築・維持に取り組んでいます。

- ➡ 水道事業者等との協定の締結などを含めた復旧体制について、訓練等を通じて確認する必要があります。

（6） 下水道施設の防災機能の強化

ア 下水道施設の防災機能の強化

災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の耐震性の向上及び防災対策用資機材の整備等を図っています。

- ➡ 計画的な施設整備を行うとともに、適切な維持管理や防災対策を図る必要があります。

イ 下水道等の復旧体制の強化

関係機関との情報共有、復旧対策用資機材の整備、計画的な復旧対策などの体制整備の構築・維持に取り組んでいます。

- ➡ 下水道関連事業者等との協定の締結などを含めた復旧体制について、訓練等を通じて確認する必要があります。

ウ 下水道事業の業務継続計画の策定

大規模災害時においても、重要業務を継続し、早期の復旧を可能とするため、業務継続に係る体制整備を推進しています。

- ➡ 部署間や組織間の情報交換などを通じて、災害時の業務継続体制について周知徹底を図る必要があります。

エ 下水道施設の老朽化対策

町の下水道施設は、山間地域で集落が点在していることもあり、下水の処理は2か所の農業集落排水処理施設と約500基の合併処理浄化槽によって行われています。

- ➡ 管渠等施設の状態を健全に保ち安定的な処理を行えるよう定期的な施設の点検・修繕を実施する必要があります。また、合併浄化槽に



については、法定検査に適合するよう適正な維持管理（保守点検と清掃）により初期の処理性能を確保する必要があります。

（7）し尿等廃棄物の処理体制の整備

ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合には、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図ることとしています。また、災害時に家畜排せつ物が流出しないよう、酪農家等へ指導しています。

- ➡ 広域的な処理体制及び廃棄物処理業者団体等との連携を一層図るため、協定締結等の取組を検討する必要があります。また、家畜排せつ物の適正処理について指導を徹底する必要があります。

（8）仮設トイレの確保

し尿処理施設等の損壊に備えるため、仮設トイレや簡易トイレ、バキュームカー等の資機材の確保を図ることとしています。

- ➡ 大規模災害時における迅速な対応のため、計画的な資機材の確保計画や仮設トイレ等の配備について確認を行うとともに、見直し等を行う必要があります。

（9）地域コミュニティの強化

ハード整備やソフト分野の取組による町の防災力の向上、住民活動の活性化、若者支援などを行うとともに、都市圏や県内広域連携による町の産業の活性化などを行い、地域コミュニティの強化に取り組んでいます。

- ➡ 住民の各種取組や自主防災組織等の活動支援、地域の核となる人材育成などを行い、災害時における自助・共助の発揮や早期の復旧・復興に向けたコミュニティ強化を図る必要があります。

（10）社会秩序の維持

災害時には、混乱や社会不安など、不正確な情報等による秩序の乱れが生じる恐れがあります。また、避難に伴って不在になった住家を狙った犯罪の発生など治安の悪化が起きる恐れがあります。

- ➡ SNS の発達に伴ってデマや不正確な情報の拡散などが起こりやすいことから、災害時の情報の取扱いに関する啓発が必要です。また、住民や警察署等関係機関と連携した防犯活動などの体制整備を図る必要があります。

1-3 保健医療・福祉

(1) 病院・社会福祉施設等の耐震化

ア 病院の耐震化

葛巻病院は平成29年9月に新築移転し、耐震化済みです。

- ➡ 適切な維持管理に努めるとともに、災害時における病院機能の維持のため、非常用設備の整備の充実を図る必要があります。

イ 社会福祉施設の耐震化

養護老人ホーム葛葉荘は平成29年7月に新築移転し、耐震化済みであるとともに、保健センターは現在建設を進めており、令和4年8月頃に竣工する見込みです。町立保育所の園舎は昭和40年～50年代に整備されたものであり、老朽化が懸念されます。

- ➡ 新築された施設については、適切な維持管理に努めるとともに、町立保育所の施設を整備する必要があります。

(2) 病院・社会福祉施設における業務継続体制の整備

大規模災害時において、施設や職員、ライフライン等に制約が生じた場合、優先的に実施すべき業務（非常時に新規に発生する業務及び事業継続の優先度の高い通常業務など）が十分に特定できず、災害対応に支障をきたす恐れがあります。

- ➡ 葛巻病院では、令和2年3月に業務継続計画（BCP）を策定しました。社会福祉施設においても、大規模災害によって施設や職員、ライフライン等に制約が生じた場合において、優先的に実施すべき業務を特定し、適切な業務執行を行うことができるよう、業務継続体制の整備・強化を図る必要があります。

(3) 災害時における医療体制の強化

災害時には、救急・救助の初動体制を確立し、関係機関との連携の下、迅速かつ適切な医療活動を行い被害の軽減を図ることとしています。また、被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及び心のケアを実施することとしています。

- ➡ 大規模災害時において、町内の消防・救急及び医療機関をはじめ、県 DMAT（災害派遣医療チーム）や DPAT（災害派遣精神医療チーム）などとの連携による医療体制の迅速かつ適切な確保を図るため、防災訓練を継続する必要があります。

（4）福祉避難所の指定【再掲】

町内に福祉避難所として指定可能な施設について調査を進めています。

- ➡ 災害弱者となる高齢者や障がい者、その他特別な配慮を必要とする要配慮者等との避難が可能な施設を整備する必要があります。

（5）避難行動要支援者名簿及び避難支援活動の整備

町では、避難行動要支援者名簿を作成し、要配慮者の同意のもと、地域の支援者、関係機関、協力団体等と情報共有を図り、平時の防災活動や支援活動、災害時の避難支援活動が適切に行われる体制づくりを推進しています。

- ➡ 災害時において、避難行動要支援者の避難が適切に行われるよう、災害時要援護者支援計画を定期的に確認・見直しする必要があります。

（6）感染症対策の実施

感染症の発生・まん延の防止及び重症化を防ぐために、予防接種事業の推奨・普及啓発を推進するとともに、費用の一部を助成するなど住民の費用負担軽減を図っています。

- ➡ 予防接種の普及啓発や接種費用の助成事業などを継続し、町民の感染症対策に関する意識の向上を図る必要があります。

（7）保健体制の整備

避難所における感染症予防のため、情報収集及び広報、消毒方法、臨時予防接種、飲料水の水質検査・衛生処理などについて手順を定めています。

- ➡ 大規模災害発生時において迅速な対応を行うため、担当者は研修会や訓練を通じて対応や手順を理解するとともに、災害時に必要な対応について関係する職員間で情報を共有する必要があります。また、新型インフルエンザ等、感染症対策に対応できる体制を整備する必要があります。

（8）要配慮者等への支援**ア 要配慮者利用施設避難確保計画の策定**

各小中学校や保育園では、災害時に要配慮すべき児童生徒等が利用する施設として、毎年、避難確保計画を策定・更新し、防災体制の確認・強化・見直しを行っています。また、計画に基づく防災訓練を実施し、有事に備え意識高揚を図っています。

- ➡ 引き続き、避難確保計画を更新し、実効性のあるものにする必要があります。

イ 要援護者支援システムの構築

町では、平常時における日常的な見守り支援活動の充実及び災害時における避難支援等が必要な要援護者の速やかな避難支援体制を推進するため、葛巻町要援護者支援システムを構築しています。

- ➡ 引き続き、要援護者支援システムの充実や適切な維持・運用を行う必要があります。

ウ 避難所等における多様性に配慮した支援

避難所等において、女性用物資の配布やハラスメント等の男女共同参画の視点による配慮への対応が十分に図られない恐れがあります

- ➡ 避難所等における年齢、性別、障がい等個々の特定に配慮した支援について検討し、住民への周知を図る必要があります。

エ 外国人への支援

訪日外国人観光客などは、災害時の避難誘導や避難所等において、十分な情報や配慮が得られない恐れがあります。

- ➡ 訪日外国人観光客などの避難支援や避難所等におけるニーズの把握などを行うため、通訳ボランティアの育成や、食事、宗教、文化等の違いへの配慮について、対応を検討する必要があります。

(9) 医療・保健・福祉の連携強化

町は、岩手西北医師会と災害時の医療救護活動に関する協定を締結しています。

- ➡ 災害時の医療救護活動に関する協定を維持するとともに、医療・保健・福祉のネットワーク構築など、連携を強化するための取組を検討する必要があります。

(10) ボランティア受入れ体制の整備

葛巻町社会福祉協議会が窓口となり、登録制の災害ボランティアの募集などの取組を行っています。

- ➡ 災害時の混乱などの状況下においても円滑な災害ボランティア活動を図るため、関係団体等との情報共有などの取組について検討する必要があります。



1 - 4 産業

（1）物資の輸送機能の維持・確保

災害応急対策の実施に係る物資等を迅速に輸送するため、緊急輸送道路の指定、運送関係事業者等からの車両調達、物資の集積・輸送拠点のネットワーク化に取り組んでいます。

- ➡ 物資の輸送機能の維持・確保に係る体制を強化するため、民間事業者等との協定締結や物資の迅速な輸送を図るための取組を検討する必要があります。

（2）企業の業務継続計画策定の普及・啓発

ア 企業の業務継続計画策定の普及・啓発

企業における業務継続計画（BCP）の策定について、積極的な普及啓発は図られていません。

- ➡ 商工団体等の関係機関と連携し、中小企業における業務継続計画（BCP）の必要性に関する普及啓発や、計画の策定支援について検討する必要があります。

イ エネルギー供給事業者の業務継続計画策定の普及・啓発

エネルギー供給事業者における業務継続計画（BCP）の策定について、積極的な普及啓発は図られていません。

- ➡ 関係機関と連携し、エネルギー供給事業者における業務継続計画（BCP）の必要性に関する普及啓発や、計画の策定支援について検討する必要があります。

（3）被災企業・農林商工業者等への支援

大規模災害によって被災した農林水産業や中小企業等の早期の事業再開・復旧を図るため、補助制度を整備しています。

- ➡ 地域経済への致命的な影響を回避し、早期の回復を図るため、被災企業等への様々な補助制度の充実や金融機関等との連携を図る必要があります。

（4）支援物資の供給等に係る広域的体制の構築

ア 燃料・資機材の確保

民間事業者などと災害協定を締結し、応急対策用燃料や資機材の調達等の体制を確保しています。

- ➡ 大規模災害発生時において、燃料や資機材等が円滑に確保されるよ



う、随時、協定の見直しや防災訓練の実施などを通じて協定先との顔の見える関係を維持しておく必要があります。

イ 避難所、緊急車両等への燃料供給確保

町では、岩手県石油商業協同組合盛岡支部と協定を締結し、災害時において、応急対策用燃料等を確保するための体制を構築しています。

- ➡ 協定を維持するとともに、訓練などを通じて災害時における相互の情報共有体制や燃料供給方法などについて確認する必要があります。

(5) エネルギー供給体制の強化

ア エネルギー供給体制の強化

町では、エネルギー供給事業者とエネルギー供給確保に関する災害協定を締結しています。また、町役場庁舎や指定避難所等をはじめとして、一般住宅、事業所等へ大規模災害時における電源等として活用可能な再生可能エネルギー設備の導入を促進しています。

- ➡ 協定先との顔の見える関係を維持する必要があります。また、引き続き、大規模災害時において電源等としての活用可能な再生可能エネルギー設備の導入を促進する必要があります。

イ ライフラインの災害対応力強化

災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害の防止又は軽減のため、施設・設備、災害対策用資機材の整備等を行うとともに、民間事業者と連携して巡視点検等の安全対策に取り組んでいます。

- ➡ 民間事業者と連携しながらライフラインの耐震化や老朽化対策を行い、適切に維持管理していく必要があります。

(6) 再生可能エネルギーの導入促進

町では、一般住宅、事業所等へ再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入に対する補助金を交付し、再生可能エネルギーの導入促進を図っています。

- ➡ 引き続き、一般住宅、事業所等へ再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入支援を継続し、再生可能エネルギーの導入を促進する必要があります。

(7) 人材育成を通じた産業の体質強化

町の基幹産業である農業の担い手育成や、林業の担い手育成、商工業者の技術取得や後継者育成、起業等の支援に関する事業等を推進しています。



- ➡ 事業を継続することにより、人材育成を通じて産業の体質強化を図る必要があります。

（8）農林業の生産基盤・経営の強化

ア 農地侵食防止対策の推進

激甚化する風水害により、農地や周辺の侵食が進む恐れがあります。

- ➡ 農道や農業施設等の補修などにより、農地の侵食を防止するための対策を検討する必要があります。

イ 農地の荒廃抑制

中山間地域等直接支払制度を利用した農地の維持管理、農地の多面的機能の確保等の施策を推進するとともに、地域農業マスタープラン等による取組を推進しています。

- ➡ 農地の持つ多面的機能を活用した防災対策を図るため、人材育成や持続可能な農業体制の整備を推進する必要があります。

ウ 治山事業の推進

国又は県と連携し、保安施設事業や地すべり防止工事に関する事業から成る治山事業に取り組んでいます。

- ➡ 引き続き、国や県と連携し、必要な治山事業に取り組む必要があります。

エ 適切な森林整備の推進

計画的な造林や管理により森林の持つ多面的機能を向上することは土砂災害の防止や治水機能を高めることにつながるため、各種補助事業等による適切な整備を推進しています。

- ➡ 関係団体等との連携や人材の育成、森林資源の循環利用等を図り、持続可能な森林の構築を図るとともに、森林の公益的機能が十分に発揮されるよう森林管理に努める必要があります。

（9）風評被害の防止

風評被害の発生は、地域の産業へ大きな影響をもたらし、早期の復旧・復興の妨げとなる場合もあることから、正しい情報の効果的な発信体制の整備に取り組んでいます。

- ➡ 防災対策の推進を図り、安全な町として PR するとともに、災害時の被害状況や復旧状況等について正しい情報を効果的に発信し、風評被害を防ぐための体制を強化する必要があります。



1 - 5 国土保全・交通

（1）道路施設等の防災対策

ア 道路施設の防災対策

平成 26 年の道路ストック総点検業務により、舗装の維持管理を適切に進めるため、路面性状〈ひび割れ率、わだち掘れ量〉を調査し、ひび割れ率が 40%以上、または、わだち掘れ量が 40mm 以上の個所を抽出するとともに、のり面・土工構造物、道路照明、道路標識及び道路情報装置を点検し補修個所の抽出をしています。

- ➡ 災害時における避難や緊急輸送、救命・救助などを確保するため、道路施設の維持管理及び長寿命化の取組として、引き続き、ひび割れ率が 40%以上と判断された町道については順次打替えを実施する必要があります。

イ 橋梁の防災対策

町内には約 150 の橋梁があり、耐用年数の延長（長寿命化）のため、計画的かつ予防保全的な修繕を実施しています。

- ➡ 引き続き、橋梁の点検や計画的な修繕を行い、災害時における避難や緊急輸送、救命・救助などを確保する必要があります。

ウ 基幹的な交通ルートの確保

大規模災害時に緊急輸送道路等の基幹的な交通ルートが閉塞した場合を想定し、迅速な事態の把握及び道路啓開等を図るため、体制整備に取り組んでいます。

- ➡ 関係団体等との協定締結や防災訓練などを通じて、大規模災害時における基幹的な交通ルート確保に係る体制の一層の充実を図る必要があります。

エ 道路警戒体制の整備

各道路管理者及び関係機関は、相互に協力し、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行うこととし、体制を構築しています。

- ➡ 日ごろからの相互の情報共有や、防災訓練などを通じて道路警戒体制の確認及び必要に応じて見直しを図る必要があります。

（2）災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワーク等の構築

ア 幹線道路ネットワークの整備

高規格幹線道路や国道、県道等各都市を結ぶ道路の一部には、国道 281

号をはじめとして、急こう配や急カーブ、幅員の狭い箇所が多くあり、災害時の安全かつ迅速な移動に支障をきたすことが想定されています。

- ➡ 非常時における、緊急輸送や救命・救助、物資運搬などの通行確保と所要時間短縮など災害に強い道路整備と道路ネットワークを構築するため、国道281号の改良整備や新たな道路網としての「北岩手北三陸横断道路」の整備を促進する必要があります。

イ 町内幹線道路、生活道路の整備

町道は、日常生活を支える上で重要な社会資本であり、現在、路線数は205路線、312kmに及んでおり、改良率は71.5%、舗装率60.3%となっています。

- ➡ 非常時における、緊急輸送や救命・救助や物資運搬などの通行確保と所要時間短縮など災害に強い道路整備を図るため、新設改良と長寿命化とのバランスを考えた道路整備を進める必要があります。

(3) 除雪施設等の整備

ア 除雪施設等の整備

町所有除雪機械の老朽化は、除雪効率の低下や故障が頻発する原因にもなりうるため、老朽化の進んだ車両の更新を行い、冬期間の迅速な除雪に努めています。

- ➡ 引き続き、老朽化の進んだ除雪機械の計画的な更新を行う必要があります。

イ 除雪体制の強化

町道の除雪は、重要幹線町道、定期バスや通院バス、給食車などの運行路線を優先して実施することとしていますが、パトロールや住民からの情報収集を強化し早期の対応に努めています。

- ➡ 引き続き、除雪機械の充実や自治会、消防団等との連携を図るとともに、除雪を委託している業者との協力や国・県道路線交換等により、効率的な除雪体制を充実する必要があります。

(4) 河川改修等の治水対策

国や県による河川改修事業により、一級河川馬淵川の治水対策が進められています。

- ➡ 近年、これまでにない規模の集中豪雨による大規模自然災害の増加が見られることから、引き続き、河川改修事業等による治水対策を進める必要があります。



（5）土砂災害対策

ア 土砂災害対策施設等の整備・改修

町には土砂災害のおそれのある箇所が358箇所あり、又ナヤ沢（平船）砂防事業（ダム1基）、町部内の沢砂防事業（ダム2基）など、県に対して要望を実施しています。

- ☞ 県と協力し、砂防事業の推進を図り、土砂災害対策施設を整備し、維持管理を図る必要があります。

イ 土砂災害の防止対策

集中豪雨等による土砂災害を防止するため、地すべり防止事業、土石流対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等を推進しています。

- ☞ 計画的な砂防事業の推進や、土砂災害の危険性が著しく高い地域の住家の移転なども含めた対策について検討する必要があります。

ウ 天然ダムの情報収集体制の強化

大規模な地滑りや山体の崩壊等によって、河川上流部等に天然ダムが形成される恐れがあります。

- ☞ 天然ダムが発生しやすい場所の把握や災害時における情報収集体制等を構築するため、関係機関との相互の情報交換等を強化する必要があります。

（6）警戒避難体制の整備

ア 洪水危険情報に対応した警戒避難体制

町では、独自に気象観測器を導入し、リスクの高いエリアの重点的警戒や注意喚起メールの送信など、住民への注意勧告を早期に行う体制を整えています。

- ☞ 気象観測システムの充実や適切な運用を図り、早期警戒による避難体制の維持を継続する必要があります。

イ 防災マップの作成・周知

町では地震や大規模な火災、がけ崩れ、土石流、洪水における緊急避難所や指定避難所、浸水想定区域、日ごろの防災対策等をまとめた防災マップを作成し、町民に周知を図っています。

- ☞ 新たな基準による洪水氾濫シミュレーションや土砂災害シミュレーション等が実施された場合には、防災マップの更新を行う必要があります。



（7）住民等への情報伝達の強化

ア 住民等への情報伝達の強化【再掲】

防災情報連携システムやくずまきテレビ、情報配信アプリ（ライフビジョン）等を活用した行政情報・防災情報の発信を行うとともに、内容の充実・強化を図っています。

- ➡ 各種サービスを効率的、効果的に活用できるように情報提供や講習会を開催し、防災情報に関するリテラシー向上を図る必要があります。

イ 土砂災害危険箇所等の周知

町では、急傾斜地の崩壊や土石流など土砂災害の恐れのある区域について、防災マップ等を通じて周知を図っています。

- ➡ 土砂災害危険箇所等の周知を徹底し、災害の恐れがある場合には早期避難などが適切に行われるようにする必要があります。

（8）適切な森林整備の推進【再掲】

計画的な造林や管理により森林の持つ多面的機能を向上することは土砂災害の防止や治水機能を高めることにつながるため、各種補助事業等による適切な整備を推進しています。

- ➡ 関係団体等との連携や人材の育成、森林資源の循環利用等を図り、持続可能な森林の構築を図るとともに、森林の公益的機能が十分に発揮されるよう森林管理に努める必要があります。

（9）廃棄物の処理体制の整備

ア 廃棄物の処理体制の整備

災害によって発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を迅速かつ円滑に処理するため、災害時における廃棄物の処理等に関する協定を締結し体制構築に取り組んでいます。

- ➡ 災害廃棄物の処理に係る計画や体制を構築するため、災害廃棄物処理計画を策定し関係機関・団体等との連携に取り組む必要があります。

イ 流出油対策

石油類等危険物については、取扱者に対する保安教育の実施や消防機関による指導の実施、貯蔵タンク等の耐災害性の強化などに取り組んでいます。

- ➡ 貯蔵タンク等の防災対策を図るとともに、災害時の被害状況の把握・連絡対応や応急措置等について体制を整備する必要があります。

ウ アスベスト粉じんばく露防止対策

高経年化が進んだ建築物や設備の倒壊等により、アスベストの飛散・ばく露の恐れがあります。

- ➡ アスベストが使用されている建築物や設備の把握や、必要な飛散防止対策を講じるとともに、災害時の対応について体制の整備を図る必要があります。

エ 毒物及び劇物流出時の応急措置実施

毒物・劇物営業者及び毒物・劇物貯蔵タンク等を保有する施設に対して設備の技術上の基準への適合などの指導を行っています。

- ➡ 貯蔵タンク等の防災対策を図るとともに、災害時の被害状況の把握・連絡対応や応急措置等について体制を整備する必要があります。

(10) 地籍調査の実施

町では地籍調査は完了しています。

- ➡ 土地の所有者や土地の境界等データの更新を図り、必要な情報を維持管理する必要があります。



<横断的分野>

2-1 リスクコミュニケーション

(1) 災害危険箇所等の周知

ア 防災マップの作成・周知

町では地震や大規模な火災、がけ崩れ、土石流、洪水における緊急避難所や指定避難所、浸水想定区域、日ごろの防災対策等をまとめた防災マップを作成し、町民に周知を図っています。

- ➡ 新たな基準による洪水氾濫シミュレーションや土砂災害シミュレーション等が実施された場合には、防災マップの更新を行う必要があります。

イ 土砂災害危険箇所等の周知

町では、急傾斜地の崩壊や土石流など土砂災害の恐れのある区域について、防災マップ等を通じて周知を図っています。

- ➡ 土砂災害危険箇所等の周知を徹底し、災害の恐れがある場合には早期避難などが適切に行われるように図る必要があります。

(2) 要配慮者等への支援体制の充実

ア 避難行動要支援者名簿及び避難支援活動の整備

町では、避難行動要支援者名簿を作成し、要配慮者の同意のもと、地域の支援者、関係機関、協力団体等と情報共有を図り、平時の防災活動や支援活動、災害時の避難支援活動が適切に行われる体制づくりを推進しています。

- ➡ 災害時において、避難行動要支援者の避難が適切に行われるよう、災害時要援護者支援計画を定期的を確認・見直しする必要があります。

イ 要配慮者利用施設避難確保計画の策定

各小中学校や保育園では、災害時に要配慮すべき児童生徒等が利用する施設として、毎年、避難確保計画を策定・更新し、防災体制の確認・強化・見直しを行っています。また、計画に基づく防災訓練を実施し、有事に備え意識高揚を図っています。

- ➡ 引き続き、避難確保計画を更新し、実効性のあるものにする必要があります。



ウ 要援護者支援システムの構築

町では、平常時における日常的な見守り支援活動の充実及び災害時における避難支援等が必要な要援護者の速やかな避難支援体制を推進するため、葛巻町要援護者支援システムを構築しています。

- ➡ 引き続き、要援護者支援システムの充実や適切な維持・運用を行う必要があります。

エ 福祉避難所の指定

町内に福祉避難所として指定可能な施設について調査を進めています。

- ➡ 災害弱者となる高齢者や障がい者、その他特別な配慮を必要とする要配慮者等の避難が可能な施設を整備する必要があります。

(3) 防災情報提供・普及啓発の充実

ア 住民等への情報伝達の強化

防災情報連携システムやくずまきテレビ、情報配信アプリ（ライフビジョン）等を活用した行政情報・防災情報の発信を行うとともに、内容の充実・強化を図っています。

- ➡ 各種サービスを効率的、効果的に活用できるように情報提供や講習会を開催し、防災情報に関するリテラシー向上を図る必要があります。

イ 行政情報通信基盤の耐災害性強化

自治体クラウドに加入し、住民情報や税務、福祉など町が持つ情報システムやデータは外部のデータセンターでクラウド化し共同利用しています。

- ➡ 自治体クラウドへの加入を継続し、大規模災害発生時においても行政データを保全し、迅速な災害対応や復旧・復興に対応できるよう適正な維持管理に努める必要があります。

ウ 情報通信利用環境の整備

携帯電話不感地域やラジオ難聴地域の解消、デジタル防災無線の整備、屋外告知端末の整備、宅内告知端末の設置など、情報通信基盤の整備を進めるとともに、防災連携システムの構築を図っています。

- ➡ これまでに整備した施設・設備の更新時期を踏まえて適切な維持管理を行い、災害時に情報通信利用環境が確保できるよう取り組む必要があります。



（４）防災教育の推進

「いわての復興教育」プログラムに基づき、防災教育を行っています。

- ➡ 学校における防災教育は極めて重要であることから、防災教育の充実を図る必要があります。

（５）避難体制整備

ア 避難場所・避難所の指定・整備

町では、指定緊急避難場所を38か所、指定避難所として21か所を設けており、指定緊急避難場所のすべてに非常用小型発電設備を配備しています。また、太陽光発電設備や蓄電池、簡易救助器具、感染症対策資材の配備も進めています。

- ➡ 災害時に非常用小型発電機や太陽光発電設備や蓄電池が稼働するよう、定期的な点検や保守を行う必要があります。また、担架やAEDなど簡易救助器具や感染症拡大防止の資材を配備しておく必要があります。

イ 福祉避難所の指定【再掲】

町内に福祉避難所として指定可能な施設について調査を進めています。

- ➡ 災害弱者となる高齢者や障がい者、その他特別な配慮を必要とする要配慮者等の避難が可能な施設を整備する必要があります。

ウ 非常用発電機の装備

指定緊急避難場所への非常用小型発電機は配備しています。また、指定緊急避難場所及び指定避難所への太陽光発電設備等の配備に取り組んでいます。

- ➡ 指定緊急避難場所及び指定避難所への太陽光発電設備等の配備を推進するとともに、災害時に機器が動作するよう適切な維持管理に努める必要があります。

エ 備蓄の啓発

防災マップに非常時持出品や備蓄品の準備例を記載し、備蓄の啓発に努めています。

- ➡ 町民等の実際の備蓄状況の把握に努め、啓発を継続する必要があります。

オ 食料の確保

町では、約600人の2日分の食料を確保しています。

- ➡ 計画的な食料備蓄を図るとともに、高齢者や障がい者、難病患者、



食物アレルギーを有する者、乳幼児等の要配慮者への配慮等について検討する必要があります。

カ 洪水危険情報に対応した警戒避難体制

町では、独自に気象観測器を導入し、リスクの高いエリアの重点的警戒や注意喚起メールの送信など、住民への注意勧告を早期に行う体制を整えています。

- ➡ 気象観測システムの充実や適切な運用を図り、早期警戒による避難体制の維持を継続する必要があります。

（6）関係機関との連携の促進

【1 行政機能・情報通信・防災教育】

ア 防災ヘリコプター等の円滑な運航の確保

《ヘリポート等の整備》

防災ヘリやドクターヘリの緊急離発着場（ランデブーポイント）として、町内6か所を指定しています。また、町道茶屋場田子線の隣接地にヘリポートとして活用できる防災広場や備蓄倉庫などを備えた防災拠点の整備を計画しています。

- ➡ これまでの利用状況を踏まえ、ランデブーポイントの追加や、アスファルト舗装ポイントの表示、冬期間の除雪体制の確立などによる離着陸環境の整備を進める必要があります。また、防災拠点の整備に向けて、県代行事業への採択などの要望を継続し、計画の推進を図る必要があります。

《航空輸送体制の強化》

道路の閉塞や崩壊等により迅速な救命救助や物資輸送が困難な場合を想定し、防災ヘリ等の運航体制を強化する必要があります。

- ➡ 飛行場外における防災ヘリ等の発着場所の確保や防災訓練などを通じた運航体制の確認などに取り組む必要があります。

イ 救助・救急等の補完体制強化

町職員、応援職員、自主防災組織等の住民組織及び災害ボランティア等によっても要員に不足が生じた際には、必要な応急対策要員を確保することとしています。

- ➡ 大規模災害を想定した救助・救急等の補完体制の強化に努める必要があります。

ウ 広域連携体制の確保

町では、大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定を締結しています。

- ➡ 必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するなど、大規模災害時に相互応援が円滑に行われるよう取組を継続する必要があります。

エ 受援体制の整備

《受援体制の整備》

県内外の自治体との相互応援協定等を踏まえ、災害時の受援体制の整備に取り組んでいます。

- ➡ 関係機関等と連携し、具体的な災害時の受援体制について検討する必要があります。

《非常時における関連機関との連携強化》

国や県、町の道路管理者間で、暴風雪時などにおける通行規制情報等の情報共有を行っています。

- ➡ 引き続き、道路管理者間での情報共有を行うとともに、連携の強化を図る必要があります。

《情報連絡体制の強化》

大規模災害時には、行政や防災関係機関をはじめ、各種機関との迅速な情報連絡体制を構築するとともに、複数の連絡手段を確保しています。

- ➡ 多様な関係機関の参加による通信訓練を行う必要があります。

《エネルギー供給事業者との連携》

エネルギー供給事業者や自動車販売店と災害時連携協定を締結し、応急対策用燃料や給電機能付き車両の貸出し、資機材の調達等の体制を構築しています。

- ➡ 大規模災害発生時において、燃料や資機材等が円滑に確保されるよう、随時、協定の見直しや防災訓練の実施などを通じて協定先との顔の見える関係を維持しておく必要があります。

《ライフライン復旧体制の強化》

県やライフライン事業者等と連携し、ライフラインの被害状況の迅速かつ的確な把握、必要な要員や資機材の確保により、機動力を発揮して応急復旧に努めることとしています。

- ➡ ライフライン事業者との協定締結や災害時における役割分担、情報伝達体制の確認など、ライフライン復旧体制の強化に取り組む必要

があります。

《災害時の公共交通ネットワークの確保》

被災時の町民の生活支援や早期の復旧・復興を図るため、地域公共交通網の確保及び災害時の対応等について関係団体等と連携した取組を行っています。

- ➡ 関係団体等との協定締結や防災訓練などを通じて、災害時の公共交通ネットワークの確保に係る体制の整備等を図る必要があります。

オ 孤立集落を想定した連絡体制、防災訓練

《土砂災害》

町では、豪雨に伴う土砂災害により、県道が寸断され、孤立した集落を想定した訓練を実施しています。

- ➡ 引き続き、定期的な訓練を行い、災害時における連絡体制の構築や、体制機能の確認・改善を図る必要があります。

《暴風雪及び豪雪》

大雪時に、町内で孤立化が想定される集落を把握しています。

- ➡ 国や県と協力し、集落が孤立した事態を想定した連絡体制の構築や、防災訓練を通して災害時の体制機能の確認・改善を図る必要があります。

《支援体制の強化》

大規模災害時の孤立集落発生を想定し、自衛隊ヘリコプターによる偵察訓練を定期的に行っています。

- ➡ 大規模災害時における孤立集落等への物資輸送体制の構築や、物資の支援ができるまでの期間を想定した備蓄支援について検討する必要があります。

《連絡体制の強化》

大規模災害時に孤立集落等が発生した場合においても連絡手段が確保されるよう、デジタル防災無線の整備、屋外告知端末の整備、宅内告知端末の設置など、情報通信基盤の整備を進めています。

- ➡ 大規模災害時に孤立集落等が発生した場合を想定し、通信訓練等によりデジタル防災無線や端末の利用方法の習熟を図る必要があります。



【2 保健医療・福祉】

ア 災害時における医療体制の強化

災害時には、救急・救助の初動体制を確立し、関係機関との連携の下、迅速かつ適切な医療活動を行い被害の軽減を図ることとしています。また、被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及び心のケアを実施することとしています。

- ➡ 大規模災害時において、町内の消防・救急及び医療機関をはじめ、県 DMAT（災害派遣医療チーム）や DPAT（災害派遣精神医療チーム）などとの連携による医療体制の迅速かつ適切な確保を図るため、防災訓練を継続する必要があります。

イ 感染症対策の実施

感染症の発生・まん延の防止及び重症化を防ぐために、予防接種事業の推奨・普及啓発を推進するとともに、費用の一部を助成するなど住民の費用負担軽減を図っています。

- ➡ 予防接種の普及啓発や接種費用の助成事業などを継続し、町民の感染症対策に関する意識の向上を図る必要があります。

ウ 保健体制の整備

避難所における感染症予防のため、情報収集及び広報、消毒方法、臨時予防接種、飲料水の水質検査・衛生処理などについて手順を定めています。

- ➡ 大規模災害発生時において迅速な対応を行うため、担当者は研修会や訓練を通じて対応や手順を理解するとともに、災害時に必要な対応について関係する職員間で情報を共有する必要があります。また、新型インフルエンザ等、感染症対策に対応できる体制を整備する必要があります。

エ 医療・保健・福祉の連携強化

町は、岩手西北医師会と災害時の医療救護活動に関する協定を締結しています。

- ➡ 災害時の医療救護活動に関する協定を維持するとともに、医療・保健・福祉のネットワーク構築など、連携を強化するための取組を検討する必要があります。



【3 産業】

ア 再生可能エネルギーの導入促進

町では、一般住宅、事業所等へ再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入に対する補助金を交付し、再生可能エネルギーの導入促進を図っています。

- ➡ 引き続き、一般住宅、事業所等へ再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入支援を継続し、再生可能エネルギーの導入を促進する必要があります。

イ 風評被害の防止

風評被害の発生は、地域の産業へ大きな影響をもたらす、早期の復旧・復興の妨げとなる場合もあることから、正しい情報の効果的な発信体制の整備に取り組んでいます。

- ➡ 防災対策の推進を図り、安全な町として PR するとともに、災害時の被害状況や復旧状況等について正しい情報を効果的に発信し、風評被害を防ぐための体制を強化する必要があります。

【4 国土保全・交通】

ア 道路施設等の防災対策

《基幹的な交通ルートの確保》

大規模災害時に緊急輸送道路等の基幹的な交通ルートが閉塞した場合を想定し、迅速な事態の把握及び道路啓開等を図るため、体制整備に取り組んでいます。

- ➡ 関係団体等との協定締結や防災訓練などを通じて、大規模災害時における基幹的な交通ルート確保に係る体制の一層の充実を図る必要があります。

《道路警戒体制の整備》

各道路管理者及び関係機関は、相互に協力し、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行うこととし、体制を構築しています。

- ➡ 日ごろからの相互の情報共有や、防災訓練などを通じて道路警戒体制の確認及び必要に応じて見直しを図る必要があります。

イ 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワーク等の構築

《幹線道路ネットワークの整備》

高規格幹線道路や国道、県道等各都市を結ぶ道路の一部には、国道 281

号をはじめとして、急こう配や急カーブ、幅員の狭い箇所が多くあり、災害時の安全かつ迅速な移動に支障をきたすことが想定されています。

- ➡ 非常時における、緊急輸送や救命・救助、物資運搬などの通行確保と所要時間短縮など災害に強い道路整備と道路ネットワークを構築するため、国道281号の改良整備や新たな道路網としての「北岩手北三陸横断道路」の整備を促進する必要があります。

《町内幹線道路、生活道路の整備》

町道は、日常生活を支える上で重要な社会資本であり、現在、路線数は205路線、312kmに及んでおり、改良率は71.5%、舗装率60.3%となっています。

- ➡ 非常時における、緊急輸送や救命・救助や物資運搬などの通行確保と所要時間短縮など災害に強い道路整備を図るため、新設改良と長寿命化とのバランスを考えた道路整備を進める必要があります。

ウ 除雪施設等の整備

《除雪体制の強化》

町道の除雪は、重要幹線町道、定期バスや通院バス、給食車などの運行路線を優先して実施することとしていますが、パトロールや住民からの情報収集を強化し早期の対応に努めています。

- ➡ 引き続き、除雪機械の充実や自治会、消防団等との連携を図るとともに、除雪を委託している業者との協力や国・県道路線交換等により、効率的な除雪体制を充実する必要があります。

エ 河川改修等の治水対策

国や県による河川改修事業により、一級河川馬淵川の治水対策が進められています。

- ➡ 近年、これまでにない規模の集中豪雨による大規模自然災害の増加が見られることから、引き続き、河川改修事業等による治水対策を進める必要があります。

オ 土砂災害対策

《土砂災害対策施設等の整備・改修》

町には土砂災害のおそれのある箇所が358箇所あり、又ナヤ沢（平船）砂防事業（ダム1基）、町部内の沢砂防事業（ダム2基）など、県に対して要望を実施しています。

- ➡ 県と協力し、砂防事業の推進を図り、土砂災害対策施設を整備し、維持管理を図る必要があります。

《土砂災害の防止対策》

集中豪雨等による土砂災害を防止するため、地すべり防止事業、土石流対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等を推進しています。

- ☛ 計画的な砂防事業の推進や、土砂災害の危険性が著しく高い地域の住家の移転なども含めた対策について検討する必要があります。

《天然ダムの情報収集体制の強化》

大規模な地滑りや山体の崩壊等によって、河川上流部等に天然ダムが形成される恐れがあります。

- ☛ 天然ダムが発生しやすい場所の把握や災害時における情報収集体制等を構築するため、関係機関との相互の情報交換等を強化する必要があります。

(7) 廃棄物の処理体制の整備

ア 廃棄物の処理体制の整備

災害によって発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を迅速かつ円滑に処理するため、災害時における廃棄物の処理等に関する協定を締結し体制構築に取り組んでいます。

- ☛ 災害廃棄物の処理に係る計画や体制を構築するため、災害廃棄物処理計画を策定し関係機関・団体等との連携に取り組む必要があります。

イ 流出油対策

石油类等危険物については、取扱者に対する保安教育の実施や消防機関による指導の実施、貯蔵タンク等の耐災害性の強化などに取り組んでいます。

- ☛ 貯蔵タンク等の防災対策を図るとともに、災害時の被害状況の把握・連絡対応や応急措置等について体制を整備する必要があります。

ウ アスベスト粉じんばく露防止対策

高経年化が進んだ建築物や設備の倒壊等により、アスベストの飛散・ばく露の恐れがあります。

- ☛ アスベストが使用されている建築物や設備の把握や、必要な飛散防止対策を講じるとともに、災害時の対応について体制の整備を図る必要があります。

エ 毒物及び劇物流出時の応急措置実施

毒物・劇物営業者及び毒物・劇物貯蔵タンク等を保有する施設に対して

設備の技術上の基準への適合などの指導を行っています。

- ☛ 貯蔵タンク等の防災対策を図るとともに、災害時の被害状況の把握・連絡対応や応急措置等について体制を整備する必要があります。

（8）災害時業務継続体制の整備

ア 町の業務継続体制の整備

町では、新型インフルエンザ等対策マニュアルにおいて、事前に最小限の職員でも必要な業務を継続できるよう業務の優先順位を整理しています。

- ☛ 最小限の職員でも必要な業務を継続できるよう、人員計画等に係る検討を平素から行っておく必要があります。

イ 水道事業の業務継続計画の策定

大規模災害時においても、重要業務を継続し、早期の復旧を可能とするため、業務継続に係る体制整備を推進しています。

- ☛ 部署間や組織間の情報交換などを通じて、災害時の業務継続体制について周知徹底を図る必要があります。

ウ 下水道事業の業務継続計画の策定

大規模災害時においても、重要業務を継続し、早期の復旧を可能とするため、業務継続に係る体制整備を推進しています。

- ☛ 部署間や組織間の情報交換などを通じて、災害時の業務継続体制について周知徹底を図る必要があります。

エ 病院・社会福祉施設における業務継続体制の整備

大規模災害時において、施設や職員、ライフライン等に制約が生じた場合、優先的に実施すべき業務（非常時に新規に発生する業務及び事業継続の優先度の高い通常業務など）が十分に特定できず、災害対応に支障をきたす恐れがあります。

- ☛ 葛巻病院では、令和2年3月に業務継続計画（BCP）を策定しました。社会福祉施設においても、大規模災害によって施設や職員、ライフライン等に制約が生じた場合において、優先的に実施すべき業務を特定し、適切な業務執行を行うことができるよう、業務継続体制の整備・強化を図る必要があります。

（9）復旧・復興計画等策定の事前準備

公共施設等の災害復旧計画や生活の安定確保計画、復興計画の事前準備に取り組んでいます。



- ➡ 被災からの早期の復旧・復興を図るため、各種の復旧・復興計画の有機的な連携や関係部署・団体等との連携について熟度を深める必要があります。

（10）地籍調査の実施

町では地籍調査は完了しています。

- ➡ 土地の所有者や土地の境界等データの更新を図り、必要な情報を維持管理する必要があります。



2-2 老朽化対策

（1）災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化

ア 役場庁舎等の耐震化

防災拠点となる役場庁舎は、耐震性能に問題があるとされ、現在新庁舎の建設を進めており、令和4年8月頃に竣工する見込みです。

- ➡ 新庁舎建設後は、適切な維持管理に努める必要があります。

イ 災害対策本部を設置する庁舎機能の強化

防災拠点となる役場庁舎は、耐震性能に問題があるとされ、現在新庁舎の建設を進めており、令和4年8月頃に竣工する見込みです。

また、現庁舎が災害対策本部として使用できなくなる場合を考慮した代替施設を設定しています。

- ➡ 現庁舎が災害対策本部として使用できなくなる場合を考慮した訓練の実施などを検討する必要があります。

（2）消防防災設備の整備

あらゆる災害に対して迅速かつ的確に対処するため、計画的な消防防災設備の整備を推進しています。

- ➡ 購入から一定期間を経過する消防車両を更新するとともに、耐震性能及び備蓄倉庫を備えた後方支援拠点となる消防庁舎及び屯所の整備を進める必要があります。

（3）学校施設の耐震化

学校施設の構造体は耐震化済みとなっています。

- ➡ 耐震化率を維持し、老朽化対策などにより、建物の長寿命化を図る必要があります。

（4）公営住宅の老朽化対策

町営住宅は全体的に経年劣化が著しく、町営住宅長寿命化計画に基づき、日常的な点検・修理を的確に実施するとともに、大規模修繕を計画的に行い、入居者へのサービス向上を図っています。

- ➡ 引き続き、日常的な管理や改修等により、老朽化対策を行う必要があります。

（5）住宅の耐震化

民間戸建て木造住宅への耐震診断士派遣事業、診断結果に基づく耐震補

強改修工事に対して一部費用を助成する事業を実施していますが、制度の利用は低調である。

- ➡ 住宅の耐震化率は18%（R元年現在）で、低率となっているため、耐震化に対する意識啓発とともに耐震診断士派遣事業及び耐震改修助成事業の周知を図り、住宅の耐震診断や耐震改修を促進し、耐震化率を向上する必要があります。

（6）水道施設の防災機能の強化

昭和40年代前半から整備された施設はいずれも老朽化が著しく、老朽施設の更新や長寿命化に取り組んでいる。

- ➡ 老朽施設の更新と併せ地震、豪雨、台風などの自然災害に強い施設の整備を計画的に進めるとともに、定期的な施設の点検・修繕を継続する必要がある。

（7）下水道施設の防災機能の強化

ア 下水道施設の防災機能の強化

災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の耐震性の向上及び防災対策用資機材の整備等を図っています。

- ➡ 計画的な施設整備を行うとともに、適切な維持管理や防災対策を図る必要があります。

イ 下水道施設の老朽化対策

町の下水道施設は、山間地域で集落が点在していることもあり、下水の処理は2か所の農業集落排水処理施設と約500基の合併処理浄化槽によって行われています。

- ➡ 管渠等施設の状態を健全に保ち安定的な処理を行えるよう定期的な施設の点検・修繕を実施する必要があります。また、合併浄化槽については、法定検査に適合するよう適正な維持管理（保守点検と清掃）により初期の処理性能を確保する必要があります。

（8）病院・社会福祉施設等の耐震化

ア 病院の耐震化

葛巻病院は平成29年9月に新築移転し、耐震化済みです。

- ➡ 適切な維持管理に努めるとともに、災害時における病院機能の維持のため、非常用設備の整備の充実を図る必要があります。

イ 社会福祉施設の耐震化

養護老人ホーム葛葉荘は平成29年7月に新築移転し、耐震化済みで

あるとともに、保健センターは現在建設を進めており、令和4年8月頃に竣工する見込みです。町立保育所の園舎は昭和40年～50年代に整備されたものであり、老朽化が懸念されます。

- ➡ 新築された施設については、適切な維持管理に努めるとともに、町立保育所の施設を整備する必要があります。

（9）道路施設等の防災対策

ア 道路施設の防災対策

平成26年の道路ストック総点検業務により、舗装の維持管理を適切に進めるため、路面性状〈ひび割れ率、わだち掘れ量〉を調査し、ひび割れ率が40%以上、または、わだち掘れ量が40mm以上の箇所を抽出するとともに、のり面・土工構造物、道路照明、道路標識及び道路情報装置を点検し補修箇所の抽出をしています。

- ➡ 災害時における避難や緊急輸送、救命・救助などを確保するため、道路施設の維持管理及び長寿命化の取組として、引き続き、ひび割れ率が40%以上と判断された町道については順次打替えを実施する必要があります。

イ 橋梁の防災対策

町内には149の橋梁があり、耐用年数の延長（長寿命化）のため、計画的かつ予防保全的な修繕を実施しています。

- ➡ 引き続き、橋梁の点検や計画的な修繕を行い、災害時における避難や緊急輸送、救命・救助などを確保する必要があります。

（10）除雪設備等の整備

町所有除雪機械の老朽化は、除雪効率の低下や故障が頻発する原因にもなりうるため、老朽化の進んだ車両の更新を行い、冬期間の迅速な除雪に努めています。

- ➡ 引き続き、老朽化の進んだ除雪機械の計画的な更新を行う必要があります。



2-3 人口減少・少子高齢化対策

（1） 共助機能の維持・強化

ア 消防団の充実

葛巻町消防団は町内 18 分団で編成されています。各地域の分団は、日ごろから消火訓練や見回りなどを行い、火災発生の予防をはじめ火災消火活動を行っています。また、災害時における救援活動等の体制が整えられています。

- ➡ 高齢化や人口減によって消防団員数は、条例定数 346 人に対して実員数が 289 人と、充足率が 90%を下回って推移していることから、機能別団員や女性団員を含めた消防団員の確保対策を進めるとともに、団編成のあり方等について検討する必要があります。また、団員のスキルアップや安全意識の向上、安全装備品の充実を図る必要があります。

イ 自主防災組織の育成・強化

町では、自主防災組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く。）の整備に関する事業を助成する自主防災組織育成助成事業を実施しています。

- ➡ 地域の防災力を一層高めるために、自主防災組織や事業所単位での防災訓練の実施や防災リーダーの育成の推進、備蓄品の充実確保等を支援する事業を継続する必要があります。

ウ 住民組織等と連携した情報提供

災害発生時には自主防災組織と連携して住民への情報提供を行うこととしていますが、訓練の実施までは至っていない状況です。

- ➡ 災害時に備え、自主防災組織と連携した情報提供のあり方についてマニュアルを作成するとともに、定期的に訓練を実施する必要があります。

エ ボランティア受入れ体制の整備

葛巻町社会福祉協議会が窓口となり、登録制の災害ボランティアの募集などの取組を行っています。

- ➡ 災害時の混乱などの状況下においても円滑な災害ボランティア活動を図るため、関係団体等との情報共有などの取組について検討する必要があります。



（2）地域コミュニティの維持・強化

ア 地域コミュニティ力の強化

ハード整備やソフト分野の取組による町の防災力の向上、住民活動の活性化、若者支援などを図るとともに、都市圏や県内広域連携による町の産業の活性化などを図り、地域コミュニティの強化に取り組んでいます。

- ☉ 住民の各種取組や自主防災組織等の活動支援、地域の核となる人材育成などを図り、災害時における自助・共助の発揮や早期の復旧・復興に向けたコミュニティ力強化を図る必要があります。

イ 社会秩序の維持

災害時には、混乱や社会不安など、不正確な情報等による秩序の乱れが生じる恐れがあります。また、避難に伴って不在になった住家を狙った犯罪の発生など治安の悪化が起きる恐れがあります。

- ☉ SNS の発達に伴ってデマや不正確な情報の拡散などが起こりやすいことから、災害時の情報の取扱いに関する啓発が必要です。また、住民や警察署等関係機関と連携した防犯活動などの体制整備を図る必要があります。

ウ 人材育成を通じた産業の体質強化

町の基幹産業である農業の担い手育成や、林業の担い手育成、商工業者の技術取得や後継者育成、起業等の支援に関する事業等を推進しています。

- ☉ 事業を継続することにより、人材育成を通じて産業の体質強化を図る必要があります。

エ 空き家対策

町内には相当数の空き家があり、そのうち危険空き家となっているものもあります。

- ☉ 倒壊や治安悪化のリスク低減に向けて、危険空き家の除却や危険空き家とならないように管理を行う必要があります。

（3）農林業の生産基盤・経営の強化

ア 農地侵食防止対策の推進

激甚化する風水害により、農地や周辺の侵食が進む恐れがあります。

- ☉ 農道や農業施設等の補修などにより、農地の侵食を防止するための対策を検討する必要があります。

イ 農地の荒廃抑制

中山間地域等直接支払制度を利用した農地の維持管理、農地の多面的機



能の確保等の施策を推進するとともに、地域農業マスタープラン等による取組を推進しています。

- ➡ 農地の持つ多面的機能を活用した防災対策を図るため、人材育成や持続可能な農業体制の整備を推進する必要があります。

ウ 治山事業の推進

国又は県と連携し、保安施設事業や地すべり防止工事に関する事業から成る治山事業に取り組んでいます。

- ➡ 引き続き、国や県と連携し、必要な治山事業に取り組む必要があります。

エ 適切な森林整備の推進

計画的な造林や管理により森林の持つ多面的機能を向上することは土砂災害の防止や治水機能を高めることにつながるため、各種補助事業等による適切な整備を推進しています。

- ➡ 関係団体等との連携や人材の育成、森林資源の循環利用等を図り、持続可能な森林の構築を図るとともに、森林の公益的機能が十分に発揮されるよう森林管理に努める必要があります。



2-4 人材育成

(1) 地域の防災に関する人材育成

ア 復興を担う人材等の育成

町の基幹産業である農業をはじめとして、林業や商工業、観光など様々な分野において持続可能なまちづくりを推進するための人材育成活動に取り組んでいます。

- ➡ 関係団体や近隣自治体等との連携により、被災からの復旧・復興に向けた取組に関する人材等の育成のため、情報共有などに取り組む必要があります。

イ 避難行動要支援者名簿及び避難支援活動の整備【再掲】

町では、避難行動要支援者名簿を作成し、要配慮者の同意のもと、地域の支援者、関係機関、協力団体等と情報共有を図り、平時の防災活動や支援活動、災害時の避難支援活動が適切に行われる体制づくりを推進しています。

- ➡ 災害時において、避難行動要支援者の避難が適切に行われるよう、災害時要援護者支援計画を定期的を確認・見直しする必要があります。

(2) 医療・福祉等に関する人材育成

ア 避難所等における多様性に配慮した支援

避難所等において、女性用物資の配布やハラメント等の男女共同参画の視点による配慮への対応が十分に図られない恐れがある

- ➡ 避難所等における年齢、性別、障がい等個々の特定に配慮した支援について検討し、住民への周知を図る必要がある。

イ 外国人への支援

訪日外国人観光客などは、災害時の避難誘導や避難所等において、十分な情報や配慮が得られない恐れがあります。

- ➡ 訪日外国人観光客などの避難支援や避難所等におけるニーズの把握などを行うため、通訳ボランティアの育成や、食事、宗教、文化等の違いへの配慮について、対応を検討する必要があります。

(3) 防災訓練、防災教育等の推進

ア 防災訓練の推進

町では総合防災訓練を毎年実施し、避難住民の移送訓練や初期消火訓練、



炊出し訓練などを実施し、消防団、自主防災隊と協力して町民の防災意識向上に取り組んでいます。

- ➡ より多くの関係機関と連携し、防災訓練を継続して実施する必要があります。

イ 災害時の情報発信訓練

総合防災訓練において、住民に対する情報発信訓練を実施しています。

- ➡ 災害時の情報発信を着実に実行するために、住民に対する情報発信訓練を定期的実施する必要があります。

ウ 防災教育の推進【再掲】

「いわての復興教育」プログラムに基づき、防災教育を行っています。

- ➡ 学校における防災教育は極めて重要であることから、防災教育の充実を図る必要があります。

（4）地域づくりを支える人材の育成

ア 地域コミュニティ力の強化【再掲】

ハード整備やソフト分野の取組による町の防災力の向上、住民活動の活性化、若者支援などを図るとともに、都市圏や県内広域連携による町の産業の活性化などを図り、地域コミュニティの強化に取り組んでいます。

- ➡ 住民の各種取組や自主防災組織等の活動支援、地域の核となる人材育成などを図り、災害時における自助・共助の発揮や早期の復旧・復興に向けたコミュニティ力強化を図る必要があります。

（5）農林業の担い手の確保・育成

ア 人材育成を通じた産業の体質強化【再掲】

町の基幹産業である農業の担い手育成や、林業の担い手育成、商工業者の技術取得や後継者育成、起業等の支援に関する事業等を推進しています。

- ➡ 事業を継続することにより、人材育成を通じて産業の体質強化を図る必要があります。



2-5 官民連携

（1）情報収集・発信体制の強化

災害時における応急対策を円滑かつ的確に実施するため、情報の収集、伝達に当たっては災害情報システムの利用や防災関係機関との密接な連携を図ることとしています。

- ➡ 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう通信手段の複数化を図るとともに、重要な情報を選定し、その情報を優先的に収集、伝達できるようにする必要があります。

（2）支援物資の供給等に係る広域的体制の構築

ア 災害用備蓄の確保

町は、岩手県広域防災拠点配置計画における後方支援拠点（県北部・葛巻エリア）に位置付けられており、物資・資機材の備蓄倉庫を備えた消防庁舎等の整備を推進しています。

- ➡ 引き続き、適切な備蓄の確保や消防庁舎の整備を推進するとともに、県や周辺自治体と連携を図る必要があります。

イ 物資の調達・供給体制の強化

被災者等に対して食糧、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等との協力体制の整備を進めています。

- ➡ 民間事業者との災害協定締結など、物資の調達や供給体制の充実を図るとともに、協定先との関係づくりを強化する必要があります。

ウ 燃料・資機材の確保

民間事業者などと災害協定を締結し、応急対策用燃料や資機材の調達等の体制を確保しています。

- ➡ 大規模災害発生時において、燃料や資機材等が円滑に確保されるよう、随時、協定の見直しや防災訓練の実施などを通じて協定先との顔の見える関係を維持しておく必要があります。

エ 避難所、緊急車両等への燃料供給確保

町では、岩手県石油商業協同組合盛岡支部と協定を締結し、災害時において、応急対策用燃料等を確保するための体制を構築しています。

- ➡ 協定を維持するとともに、訓練などを通じて災害時における相互の



情報共有体制や燃料供給方法などについて確認する必要があります。

（3）エネルギー供給体制の強化

ア エネルギー供給体制の強化

町では、エネルギー供給事業者とエネルギー供給確保に関する災害協定を締結しています。また、町役場庁舎や指定避難所等をはじめとして、一般住宅、事業所等へ大規模災害時における電源等として活用可能な再生可能エネルギー設備の導入を促進しています。

- ☉ 協定先との顔の見える関係を維持する必要があります。また、引き続き、大規模災害時において電源等としての活用可能な再生可能エネルギー設備の導入を促進する必要があります。

イ ライフラインの災害対応力強化

災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害の防止又は軽減のため、施設・設備、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、民間事業者と連携して巡視点検等の安全対策に取り組んでいます。

- ☉ 民間事業者と連携しながらライフラインの耐震化や老朽化対策を行い、適切に維持管理していく必要があります。

（4）物資の輸送機能の維持・確保

災害応急対策の実施に係る物資等を迅速に輸送するため、緊急輸送道路の指定、運送関係事業者等からの車両調達、物資の集積・輸送拠点のネットワーク化に取り組んでいます。

- ☉ 物資の輸送機能の維持・確保に係る体制を強化するため、民間事業者等との協定締結や物資の迅速な輸送を図るための取組を検討する必要があります。

（5）応急給水の確保に係る連携体制の整備

ア 応急給水

応急給水に対応できる主要施設の耐震化や計画的な給水拠点の確保に取り組んでいます。

- ☉ 応急給水体制（運搬給水、拠点給水、仮設給水）や設備の充実、施設の耐震化などを図る必要があります。

イ 上水道の復旧体制の強化

関係機関との情報共有、復旧対策用資機材の整備、計画的な復旧対策などの体制整備の構築・維持に取り組んでいます。

- ➡ 水道事業者等との協定の締結などを含めた復旧体制について、訓練等を通じて確認する必要があります。

（6）下水道等の復旧体制の強化

関係機関との情報共有、復旧対策用資機材の整備、計画的な復旧対策などの体制整備の構築・維持に取り組んでいます。

- ➡ 下水道関連事業者等との協定の締結などを含めた復旧体制について、訓練等を通じて確認する必要があります。

（7）し尿等廃棄物の処理体制の整備

ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合には、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図ることとしています。また、災害時に家畜排せつ物が流出しないよう、酪農家等へ指導しています。

- ➡ 広域的な処理体制及び廃棄物処理業者団体等との連携を一層図るため、協定締結等の取組を検討する必要があります。また、家畜排せつ物の適正処理について指導を徹底する必要があります。

（8）仮設トイレの確保

し尿処理施設等の損壊に備えるため、仮設トイレや簡易トイレ、バキュームカー等の資機材の確保を図ることとしています。

- ➡ 大規模災害時における迅速な対応のため、計画的な資機材の確保計画や仮設トイレ等の配備について確認を行うとともに、見直し等を行う必要があります。

（9）防火対策

消防団や婦人消防協力隊と連携して、定期的に火災予防の周知活動を行っています。

- ➡ 火災を発生させないために、日常的に火災予防について住民に呼びかける必要があります。

（10）被災企業・農林商工業者等への支援

大規模災害によって被災した農林水産業や中小企業等の早期の事業再開・復旧を図るため、補助制度を整備しています。

- ➡ 地域経済への致命的な影響を回避し、早期の回復を図るため、被災企業等への様々な補助制度の充実や金融機関等との連携を図る必要があります。



（11） 廃棄物の処理体制の整備

ア 廃棄物の処理体制の整備【再掲】

災害によって発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を迅速かつ円滑に処理するため、災害時における廃棄物の処理等に関する協定を締結し体制構築に取り組んでいます。

- ☉ 災害廃棄物の処理に係る計画や体制を構築するため、災害廃棄物処理計画を策定し関係機関・団体等との連携に取り組む必要があります。

イ 流出油対策【再掲】

石油類等危険物については、取扱者に対する保安教育の実施や消防機関による指導の実施、貯蔵タンク等の耐災害性の強化などに取り組んでいます。

- ☉ 貯蔵タンク等の防災対策を図るとともに、災害時の被害状況の把握・連絡対応や応急措置等について体制を整備する必要があります。

ウ アスベスト粉じんばく露防止対策【再掲】

高経年化が進んだ建築物や設備の倒壊等により、アスベストの飛散・ばく露の恐れがあります。

- ☉ アスベストが使用されている建築物や設備の把握や、必要な飛散防止対策を講じるとともに、災害時の対応について体制の整備を図る必要があります。

エ 毒物及び劇物流出時の応急措置実施【再掲】

毒物・劇物営業者及び毒物・劇物貯蔵タンク等を保有する施設に対して設備の技術上の基準への適合などの指導を行っています。

- ☉ 貯蔵タンク等の防災対策を図るとともに、災害時の被害状況の把握・連絡対応や応急措置等について体制を整備する必要があります。

（12） 情報通信利用環境の整備【再掲】

携帯電話不感地域やラジオ難聴地域の解消、デジタル防災無線の整備、屋外告知端末の整備、宅内告知端末の設置など、情報通信基盤の整備を進めるとともに、防災連携システムの構築を図っています。

- ☉ これまでに整備した施設・設備の更新時期を踏まえて適切な維持管理を行い、災害時に情報通信利用環境が確保できるよう取り組む必要があります。



（13） ボランティア受入れ体制の整備【再掲】

葛巻町社会福祉協議会が窓口となり、登録制の災害ボランティアの募集などの取組を行っています。

- ☞ 災害時の混乱などの状況下においても円滑な災害ボランティア活動を図るため、関係団体等との情報共有などの取組について検討する必要があります。

（14） 防災教育の推進【再掲】

「いわての復興教育」プログラムに基づき、防災教育を行っています。

- ☞ 学校における防災教育は極めて重要であることから、防災教育の充実を図る必要があります。

（15） 企業等の業務継続計画策定の普及・啓発

ア 企業の業務継続計画策定の普及・啓発

企業における業務継続計画（BCP）の策定について、積極的な普及啓発は図られていません。

- ☞ 商工団体等の関係機関と連携し、中小企業における業務継続計画（BCP）の必要性に関する普及啓発や、計画の策定支援について検討する必要があります。

イ エネルギー供給事業者の業務継続計画策定の普及・啓発

エネルギー供給事業者における業務継続計画（BCP）の策定について、積極的な普及啓発は図られていません。

- ☞ 関係機関と連携し、エネルギー供給事業者における業務継続計画（BCP）の必要性に関する普及啓発や、計画の策定支援について検討する必要があります。

（16） 人材育成を通じた産業の体質強化【再掲】

町の基幹産業である農業の担い手育成や、林業の担い手育成、商工業者の技術取得や後継者育成、起業等の支援に関する事業等を推進しています。

- ☞ 事業を継続することにより、人材育成を通じて産業の体質強化を図る必要があります。

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策

第4章における脆弱性評価結果を踏まえ、今後、葛巻町の強靱化に向けて、主に町が取り組むべき、施策分野ごとの対応方策（61 施策）は次のとおりです。

また、対応方策として掲げた施策のうち、影響の大きさ、緊急度、進捗状況、平時の活用の視点を踏まえ、計画期間において優先して取り組む施策を総合的に勘案し、29 の重点施策として選定しています。

なお、町の最上位計画である総合計画やその他分野別計画との整合、調和を図り、26 の目標指標を KPI に位置付け、進捗管理を行っていきます。

※ 重点施策については、**重点**と表示しています。

<個別施策分野>

1 - 1 行政機能・情報通信・防災教育

【1 行政機能】

(1) 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化 **重点**

ア 役場庁舎等の耐震化

新庁舎竣工までの間、現庁舎の地震対策について検討し、耐災害性の維持向上に努めます。また、新庁舎建設後は、適切な維持管理に努めます。

イ 災害対策本部を設置する庁舎機能の強化

現庁舎が災害対策本部として使用できなくなる場合を考慮した訓練等を実施します。

(2) 町の災害時業務継続体制の整備

災害時における業務継続計画（BCP）を策定します。

(3) 避難体制整備 **重点**

ア 避難場所・避難所の指定・整備

指定緊急避難場所及び指定避難所に指定している施設の点検を行い、施設の機能強化、簡易救助器具や感染症拡大防止の資材、備蓄品の充実確保に努めます。

イ 福祉避難所の指定

福祉避難所の円滑な運営に向けて、関係機関との協議を継続します。

ウ 非常用発電機の装備

指定緊急避難場所及び指定避難所への太陽光発電設備等の配備を推進するとともに、災害時に機器が動作するよう適切な維持管理に努めます。

エ 備蓄の啓発

住民等に対し、計画的な備蓄に関する啓発を行います。

オ 食料の確保

計画的な食料備蓄を図るとともに、高齢者や障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、乳幼児等の要配慮者へ配慮した食料確保に努めます。

（4）支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築 **重点**

ア 災害用備蓄の確保

計画的な備蓄に努めるとともに、効果的な備蓄方法や備蓄場所について検討を進めます。

イ 物資の調達・供給体制の強化

民間事業者をはじめとした災害協定締結など物資の調達や供給体制の充実を図るとともに、協定先との日ごろからの関係づくり取り組みます。

KPI : ○地域間連携数

現状（H30）：3件

目標（R5）：6件

（5）復旧・復興計画等策定の事前準備

町内の住民団体や農業や林業、商工業、観光等の産業従事者等の参画により、復旧・復興計画が策定できるよう、事前の体制づくりを進めます。

【2 消防】

（1）地域の消防力の強化 **重点**

ア 消防防災設備の整備

購入から一定期間を経過する消防車両を更新するとともに、耐震性能及び備蓄倉庫を備えた後方支援拠点となる消防庁舎及び屯所の整備を進めます。

イ 消防団の充実

機能別団員や女性団員を含めた消防団員の確保対策を進めるとともに、団編成のあり方について検討を進めます。また、団員のスキルアップや安全意識の向上等に取り組みます。

KPI : ○消防団員の確保（定数 346 人）
現状（H30）：289 人（83.5%）
目標（R5）：320 人（92.4%）

（2）防災ヘリコプター等の円滑な運航の確保

ア ヘリポート等の整備

ランデブーポイントの追加や、アスファルト舗装、ポイントの表示、冬期間の除雪体制の確立などによる離着陸環境の整備について検討するとともに、県代行事業への採択などの要望を継続します。

イ 航空輸送体制の強化

飛行場外における防災ヘリ等の発着場所の確保や防災訓練などを通じた運航体制の確認などの取組を進めます。

（3）救助・救急等の補完体制強化

大規模災害を想定した救助・救急等の補完体制の強化に努めます。

（4）防火対策

引き続き、日常的な火災予防の普及啓発を行うとともに、防災訓練において初期消火等の対応について訓練を行います。

【3 教育】

（1）学校施設の耐震化 **重点**

引き続き、施設の計画的な修繕により、耐震性の維持とともに長寿命化を図ります。

（2）防災教育の推進

東日本大震災を教訓とした防災教育のカリキュラムを組む等、災害発生時に児童・生徒が的確な判断・行動ができる力を育成するため、各学校で工夫し、教育課程に盛り込みます。



【4 情報通信】

（1）住民等への情報伝達の強化

媒体により情報発信の仕方を工夫し、住民等への効率的、効果的に伝達するとともに、情報リテラシー向上のための情報提供・講習会などの開催を推進します。

（2）行政情報通信基盤の耐災害性強化

自治体クラウドなど外部のデータセンターでクラウド化することで、大規模災害発生時においても行政データを保全し、迅速な災害対応や復旧・復興に対応できるよう適正な維持管理に努めます。

（3）情報通信利用環境の整備 **重点**

施設・設備の更新時期を踏まえ、計画的な維持管理及び適切な更新、機能の拡充や冗長化に努めます。

KPI : ○防災行政無線デジタル化
現状（H30）：アナログ無線
目標（R3）：デジタル無線運用開始

【5 訓練・連携体制】

（1）情報収集・発信体制の強化

広域災害救急医療情報システム（EMIS）等、情報システムの運用訓練を実施します。

（2）防災訓練の推進

ア 防災訓練の推進

町民や災害時協定を結んでいる事業者をはじめ、関係機関と連携し、防災訓練の充実を図ります。

イ 災害時の情報発信訓練

災害時の情報発信を着実に実行するために、住民に対する情報発信訓練を定期的実施します。

（3）防災教育の推進【再掲】

東日本大震災を教訓とした防災教育のカリキュラムを組む等、災害発生時に児童・生徒が的確な判断・行動ができる力を育成するため、各学校で工夫し、教育課程に盛り込みます。



（4） 広域連携体制の確保

大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定の実効性を高めるため、日ごろから情報及び資料の相互交換などを行います。

（5） 受援体制の整備

ア 受援体制の整備

具体的な災害事例を想定し、町外からの支援に対する受援計画を策定します。

イ 非常時における関連機関との連携強化

引き続き、道路管理者間での情報共有を行うとともに、連携の強化を図ります。

ウ 情報連絡体制の強化

関係機関と連携し、災害時における通信・情報連絡体制について訓練等で確認します。

エ エネルギー供給事業者との連携

随時、協定の見直しや防災訓練の実施などを通じて協定先との顔の見える関係維持に努めます。

オ ライフライン復旧体制の強化

ライフライン事業者との協定締結や災害時における役割分担、情報伝達体制の確認など、ライフライン復旧体制の強化に努めます。

カ 災害時の公共交通ネットワークの確保

関係団体等との協定締結や防災訓練などを通じて、災害時の公共交通ネットワークの確保に係る体制の整備を図ります。

（6） 自主防災組織等の育成・強化 **重点**

ア 自主防災組織の育成・強化

自主防災組織の体制づくりの体制の充実を図るため、防災研修会や訓練等を実施し、活動を支援します。

KPI : ○自主防災隊防災訓練等実施回数
現状 (H30) : 8回
目標 (R5) : 17回

イ 住民組織等と連携した情報提供

自主防災組織と連携した情報提供のあり方についてマニュアルを作成するとともに、定期的に訓練を実施します。

(7) 孤立集落を想定した連絡体制、防災訓練

ア 土砂災害

引き続き、定期的な訓練を行い、災害時における連絡体制の構築や、体制機能の確認・改善を図ります。

イ 暴風雪及び豪雪

孤立集落の発生を想定した防災訓練等を実施します。

ウ 支援体制の強化

大規模災害時における孤立集落等への物資輸送体制の構築や、物資の支援ができるまでの期間を想定した備蓄支援に努めます。

エ 連絡体制の強化

大規模災害時に孤立集落等が発生した場合を想定し、通信訓練等によりデジタル防災無線や端末の利用方法の習熟を図ります。

(8) 復興を担う人材等の育成 **重点**

関係団体や近隣自治体等との連携により、被災からの復旧・復興に向けた取組に関する人材等の育成のため、情報共有やネットワークづくりなどに取り組みます。

KPI : ○葛巻高校生の町内就職者

現状 (H30) : 0人

目標 (R5) : 3人

○若者定着率

現状 (H30) : 32.5%

目標 (R5) : 40.0%

○関係人口

現状 (H30) : 432人

目標 (R5) : 552人



1 - 2 住宅・都市

(1) 住宅の耐震化 **重点**

耐震診断士派遣事業及び耐震改修助成事業の周知を図り、耐震化率の向上を図ります。

KPI : ○耐震診断
 現状 (H30) : 5戸
 目標 (R5) : 10戸

KPI : ○耐震改修
 現状 (H30) : 2戸
 目標 (R5) : 7戸

(2) 公営住宅の老朽化対策 **重点**

町営住宅改修事業などにより計画的な老朽化対策を実施します。

KPI : ○町営住宅施設維持修繕
 現状 (H30) : 29戸
 目標 (R5) : 61戸

(3) 空き家対策

危険空き家の倒壊等による被害を回避するため、定期的な確認等を行うとともに、除却について検討します。

(4) 水道施設の防災機能の強化 **重点**

ア 水道施設の防災機能の強化

地震、豪雨、台風等の自然災害に対応するため、老朽化した施設の更新など防災対策の強化に努めます。

KPI : ○水道普及率
 現状 (H30) : 94.1%
 目標 (R5) : 94.5%

KPI : ○有収率
 現状 (H30) : 54.8%
 目標 (R5) : 60.0%

イ 水道事業の業務継続計画の策定

部署間や組織間の情報交換などを通じて、災害時の業務継続体制について周知徹底を図ります。



（5） 応急給水の確保に係る連携体制の整備

ア 応急給水

各水道施設に応援配水できる体制整備を進めます。

イ 上水道の復旧体制の強化

水道事業者等との協定締結等を検討するとともに、復旧体制について訓練等によって確認します。

（6） 下水道施設の防災機能の強化 重点

ア 下水道施設の防災機能の強化

農業集落排水施設の計画的な維持管理を図るとともに、合併処理浄化槽の設置を推進するなど、災害時の汚水処理環境の整備に努めます。

イ 下水道等の復旧体制の強化

下水道関連事業者等との協定締結等を含め、災害時の復旧体制について訓練等によって確認します。

ウ 下水道事業の業務継続計画の策定

部署間や組織間の情報交換などを通じて、災害時の業務継続体制について周知徹底を図ります。

エ 下水道施設の老朽化対策

施設の計画的な維持管理を進め、汚水処理に係る施設の耐災害性の強化に努めます。

KPI : ○汚水処理人口普及率
現状（H30）：56.4%
目標（R5）：65.0%

（7） し尿等廃棄物の処理体制の整備

災害廃棄物処理計画を策定し、処理体制を整備します。また、災害時でも家畜排せつ物が流出しないよう、酪農家等への指導を徹底します。

（8） 仮設トイレの確保

避難所における避難者の生活に支障が生じないよう必要な数の仮設トイレが確保できるよう体制を整備します。

（9） 地域コミュニティ力の強化 重点

災害時における自助・共助の発揮や早期の復旧・復興に向けた取組の活



性化について、住民や関係機関との情報共有を図るとともにコミュニティ強化について各種事業を推進します。

KPI : ○相互交流・連携実施自治会数

現状（H30）：3自治会

目標（R5）：6自治会

KPI : ○地域づくり団体等

現状（H30）：1団体

目標（R5）：3団体

KPI : ○地域づくりリーダー研修等の実施

現状（H30）：0回

目標（R5）：1回

（10）社会秩序の維持

情報リテラシーに関する啓発活動の実施や、発災時の防犯活動などについて、住民や警察署等関係機関と連携し災害時を想定した体制づくりに努めます。



1-3 保健医療・福祉

(1) 病院・社会福祉施設等の耐震化 **重点**

ア 病院の耐震化

新築移転した葛巻病院は、耐震化済みであるため、適切な維持管理を行います。また、災害時に備えて非常用設備の整備の充実に努めます。

イ 社会福祉施設の耐震化

新築された施設については、適切な維持管理に努めるとともに、町立保育所の再整備に努めます。

(2) 病院・社会福祉施設における業務継続体制の整備

葛巻病院では、令和2年3月に業務継続計画（BCP）を策定済みです。社会福祉施設等において、災害時における業務継続計画（BCP）を策定します。

(3) 災害時における医療体制の強化

町内の消防・救急及び医療機関をはじめ、EMIS（広域災害救急医療情報システム）への登録により、県DMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）などとの連携や、J-SPEED（災害診療記録）を活用し医療体制の迅速かつ適切な確保を図ります。また、防災訓練等を通じて体制の確認を行います。

(4) 福祉避難所の指定【再掲】 **重点**

福祉避難所の円滑な運営に向けて、関係機関との協議を継続します。

(5) 避難行動要支援者名簿及び避難支援活動の整備 **重点**

災害時要援護者支援計画を定期的に見直し、発災時における適切な避難が図られるよう防災訓練等によって確認します。

(6) 感染症対策の実施

予防接種事業の推奨・普及啓発を推進するとともに、接種費用の助成事業などを継続します。

(7) 保健体制の整備

災害医療コーディネーター養成研修及び岩手災害医療ロジスティック研修等を受講します。



（8） 要配慮者等への支援 重点

ア 要配慮者利用施設避難確保計画の策定
毎年、避難確保計画を更新します。

イ 要援護者支援システムの構築
適宜、要援護者支援システムを更新し、適切な運用を図ります。

ウ 避難所等における多様性に配慮した支援
避難所等における年齢、性別、障がい等個々の特定に配慮した支援に努めます。

エ 外国人への支援
訪日外国人観光客などの避難支援や避難所等におけるニーズの把握などを行うため、通訳ボランティアの育成や、食事、宗教、文化等の違いへの配慮に努めます。

（9） 医療・保健・福祉の連携強化

災害時の医療救護活動に関する協定を維持するとともに、医療・保健・福祉のネットワーク構築など、連携を強化するための取組を推進します。

（10） ボランティア受入れ体制の整備

災害時の混乱などの状況下においても円滑な災害ボランティア活動を図るため、関係団体等との情報共有などの取組を推進します。



1 - 4 産業

（１）物資の輸送機能の維持・確保

民間事業者等との協定締結や物資の迅速な輸送を図るための取組・体制整備に努めます。

（２）企業の業務継続計画策定の普及・啓発

ア 企業の業務継続計画策定の普及・啓発

商工団体等の関係機関と連携し、中小企業における業務継続計画（BCP）の必要性に関する普及啓発や、計画の策定支援に努めます。

イ エネルギー供給事業者の業務継続計画策定の普及・啓発

関係機関と連携し、エネルギー供給事業者における業務継続計画（BCP）の必要性に関する普及啓発や、計画の策定支援に努めます。

（３）被災企業・農林商工業者等への支援

大規模災害時等における被災企業等への様々な補助制度の充実や金融機関等との連携について検討します。

（４）支援物資の供給等に係る広域的体制の構築 **重点**

ア 燃料・資機材の確保

燃料や資機材等が円滑に確保されるよう、随時、協定の見直しや防災訓練の実施などを通じて協定先との顔の見える関係を維持します。

イ 避難所、緊急車両等への燃料供給確保

協定を維持するとともに、訓練などを通じて災害時における相互の情報共有体制や燃料供給方法などについて確認します。

（５）エネルギー供給体制の強化

ア エネルギー供給体制の強化

協定先との顔の見える関係の維持に努めます。また、引き続き、大規模災害時において電源等としての活用可能な再生可能エネルギー設備の導入を促進します。

イ ライフラインの災害対応力強化

民間事業者と連携してライフラインの耐震化や老朽化対策を行い、適切な維持管理に努めます。

**(6) 再生可能エネルギーの導入促進** 重点

エコ・エネ総合対策事業費補助金を継続し、住民等に対して再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入を促進します。

KPI : ○エコ・エネ補助金延べ件数（新エネ設備）

現状（H30）：187件

目標（R5）：210件

KPI : ○エコ・エネ補助金延べ件数（省エネ設備）

現状（H30）：216件

目標（R5）：270件

(7) 人材育成を通じた産業の体質強化 重点

企業誘致や起業支援など地域資源を活かした産業振興を図り、若者や女性等多様な人材の安定した雇用創出、次代の担い手育成等各種施策を推進します。

KPI : ○新規企業誘致数

現状（H30）：1件

目標（R5）：2件

KPI : ○新規起業者数

現状（H30）：1件

目標（R5）：4件

KPI : ○新規就業者（農業・林業・商工業）

現状（H30）：3人

目標（R5）：8人

(8) 農林業の生産基盤・経営の強化 重点**ア 農地侵食防止対策の推進**

中山間地域等直接支払制度等により、水路・農道等の維持管理や農地の多面的機能の確保に係る取組を支援します。

イ 農地の荒廃抑制

農地の持つ多面的機能を活用した防災対策を図るため、担い手の確保や効率的な経営の確立、循環型農業の推進等を図ります。

KPI : ○認定農業者数

現状（H30）：121人

目標（R5）：125人

ウ 治山事業の推進

県と連携した治山事業の取組を進めます。



エ 適切な森林整備の推進

関係団体等との連携や人材の育成、森林資源の循環利用等を図り、持続可能な森林の構築を図るとともに、森林の公益的機能が十分に発揮されるよう森林管理に努めます。

KPI : ○林道密度

現状（H30）：5.2 m/ha

目標（R5）：5.4 m/ha

KPI : ○再造林率

現状（H30）：43.8%

目標（R5）：50.7%

（9）風評被害の防止

防災対策の推進を図り、安全な町としてPRするとともに、災害時の被害状況や復旧状況等について正しい情報を効果的に発信し、風評被害を防ぐための体制づくりに努めます。

1-5 国土保全・交通

(1) 道路施設等の防災対策 **重点**

ア 道路施設の防災対策

道路施設の耐災害性を確保するため、引き続き、計画的な維持管理、長寿命化に取り組みます。

イ 橋梁の防災対策

橋梁の耐災害性を確保するため、引き続き、計画的かつ予防的な修繕に取り組みます。

KPI : ○長寿命化工事済橋梁数
現状 (H30) : 8 橋
目標 (R5) : 13 橋

ウ 基幹的な交通ルートの確保

関係団体等との協定締結や防災訓練などを通じて、大規模災害時における基幹的な交通ルート確保に係る体制の充実を図ります。

エ 道路警戒体制の整備

各道路管理者及び関係機関との日ごろの情報共有や防災訓練の実施などにより、道路警戒体制について定期的に確認します。

(2) 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワーク等の構築 **重点**

ア 幹線道路ネットワークの整備

引き続き、県や関係市町村と連携し、国道 281 号の改良整備や新たな道路網としての「北岩手北三陸横断道路」の要望を行います。

イ 町内幹線道路、生活道路の整備

生活関連道路網の整備充実とともに、修繕により長寿命化を図り、緊急輸送や円滑な救命・救助を確保する道路ネットワークを維持します。

KPI : ○道路改良率
現状 (H30) : 71.5%
目標 (R5) : 73.0%



（3）除雪施設等の整備

ア 除雪施設等の整備

効率的な除雪作業体制を維持するため、老朽化の進んだ除雪機械の計画的な更新を行います。

イ 除雪体制の強化

情報収集を強化し、効率的な道路の維持管理と除雪体制の充実を図ります。

（4）河川改修等の治水対策 **重点**

引き続き、国や県等関係機関と連携し、必要な河川改修事業を推進します。

（5）土砂災害対策 **重点**

ア 土砂災害対策施設等の整備・改修

引き続き、必要な砂防事業を推進するため、県への要望を行います。

イ 土砂災害の防止対策

必要な砂防事業の推進を図るため、県への要望等を引き続き行うとともに、急傾斜地近傍のリスクや早期避難について周知を図ります。

ウ 天然ダムの情報収集体制の強化

天然ダムが発生しやすい場所の把握や災害時における情報収集体制等を構築するため、関係機関との相互の情報交換等を強化します。

（6）警戒避難体制の整備 **重点**

ア 洪水危険情報に対応した警戒避難体制

引き続き、気象観測システムの適切な運用を図り、設備の充実を図ります。

イ 防災マップの作成・周知

引き続き、防災マップの周知を図るとともに、適宜内容の見直しを行います。

（7）住民等への情報伝達の強化 **重点**

ア 住民等への情報伝達の強化【再掲】

各種基盤・サービスを効率的、効果的に活用できるように情報リテラシー向上のための情報提供・講習会などの開催を推進します。

イ 土砂災害危険箇所等の周知

集中豪雨や地震時に土砂災害が発生する危険のある箇所について、周知を徹底します。

(8) 適切な森林整備の推進【再掲】 **重点**

関係団体等との連携や人材の育成、森林資源の循環利用等を図り、持続可能な森林の構築を図るとともに、森林の公益的機能が十分に発揮されるよう森林管理に努めます。

KPI : ○林道密度

現状 (H30) : 5.2 m/ha

目標 (R5) : 5.4 m/ha

KPI : ○再造林率

現状 (H30) : 43.8%

目標 (R5) : 50.7%

(9) 廃棄物の処理体制の整備 **重点**

ア 廃棄物の処理体制の整備

災害廃棄物処理計画を策定し、処理体制を整備します。

イ 流出油対策

貯蔵タンク等の防災対策を図るとともに、災害時の被害状況の把握・連絡対応や応急措置等の体制について、訓練等によって確認します。

ウ アスベスト粉じんばく露防止対策

アスベストが使用されている建築物や設備の把握や、必要な飛散防止対策を講じるとともに、災害時の対応体制について、訓練等によって確認します。

エ 毒物及び劇物流出時の応急措置実施

貯蔵タンク等の防災対策を図るとともに、災害時の被害状況の把握・連絡対応や応急措置等の体制について、訓練等によって確認します。

(10) 地籍調査の実施

土地の所有者や土地の境界等データの更新を図り、必要な情報を維持管理します。



<横断的分野>

2-1 リスクコミュニケーション

(1) 災害危険箇所等の周知

ア 防災マップの作成・周知

引き続き、防災マップの周知を図るとともに、適宜内容の見直しを行います。

イ 土砂災害危険箇所等の周知

集中豪雨や地震時に土砂災害が発生する危険のある箇所について、周知を徹底します。

(2) 要配慮者等への支援体制の充実

ア 避難行動要支援者名簿及び避難支援活動の整備

災害時要援護者支援計画を定期的に見直し、発災時における適切な避難が図られるよう防災訓練等によって確認します。

イ 要配慮者利用施設避難確保計画の策定

毎年、避難確保計画を更新します。

ウ 要援護者支援システムの構築

適宜、要援護者支援システムを更新し、適切な運用を図ります。

エ 福祉避難所の指定

福祉避難所の円滑な運営に向けて、関係機関との協議を継続します。

(3) 防災情報提供・普及啓発の充実

ア 住民等への情報伝達の強化

各種基盤・サービスを効率的、効果的に活用できるように情報リテラシー向上のための情報提供・講習会などの開催を推進します。

イ 行政情報通信基盤の耐災害性強化

自治体クラウドへの加入を継続し、大規模災害発生時においても行政データを保全し、迅速な災害対応や復旧・復興に対応できるよう適正な維持管理に努めます。

ウ 情報通信利用環境の整備

施設・設備の更新時期を踏まえ、計画的な維持管理及び適切な更新を行います。

KPI : ○防災行政無線デジタル化
 現状（H30）：アナログ無線
 目標（R3）：デジタル無線運用開始

（4） 防災教育の推進

東日本大震災を教訓とした防災教育のカリキュラムを組む等、災害発生時に児童・生徒が的確な判断・行動ができる力を育成するため、各学校で工夫し、教育課程に盛り込みます。

（5） 避難体制整備

ア 避難場所・避難所の指定・整備

指定緊急避難場所及び指定避難所に指定している施設の点検を行い、施設の機能強化、簡易救助器具や感染症拡大防止の資材、備蓄品の充実確保に努めます。

イ 福祉避難所の指定【再掲】

福祉避難所の円滑な運営に向けて、関係機関との協議を継続します。

ウ 非常用発電機の装備

指定緊急避難場所及び指定避難所への太陽光発電設備等の配備を推進するとともに、災害時に機器が動作するよう適切な維持管理に努めます。

エ 備蓄の啓発

住民等に対し、計画的な備蓄に関する啓発を行います。

オ 食料の確保

計画的な食料備蓄を図るとともに、高齢者や障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、乳幼児等の要配慮者へ配慮した食料確保に努めます。

カ 洪水危険情報に対応した警戒避難体制

引き続き、気象観測システムの適切な運用を図り、設備の充実を図ります。



（6）関係機関との連携の促進

【1 行政機能・情報通信・防災教育】

ア 防災ヘリコプター等の円滑な運航の確保

《ヘリポート等の整備》

ランデブーポイントの追加や、アスファルト舗装、ポイントの表示、冬期間の除雪体制の確立などによる離着陸環境の整備について検討するとともに、県代行事業への採択などの要望を継続します。

《航空輸送体制の強化》

飛行場外における防災ヘリ等の発着場所の確保や防災訓練などを通じた運航体制の確認などの取組を進めます。

イ 救助・救急等の補完体制強化

大規模災害を想定した救助・救急等の補完体制の強化に努めます。

ウ 広域連携体制の確保

大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定の実効性を高めるため、日ごろから情報及び資料の相互交換などを行います。

エ 受援体制の整備

《受援体制の整備》

具体的な災害事例を想定し、町外からの支援に対する受援計画を策定します。

《非常時における関連機関との連携強化》

引き続き、道路管理者間での情報共有を行うとともに、連携の強化を図ります。

《情報連絡体制の強化》

関係機関と連携し、災害時における通信・情報連絡体制について訓練等で確認します。

《エネルギー供給事業者との連携》

随時、協定の見直しや防災訓練の実施などを通じて協定先との顔の見える関係維持に努めます。

《ライフライン復旧体制の強化》

ライフライン事業者との協定締結や災害時における役割分担、情報伝達体制の確認など、ライフライン復旧体制の強化に努めます。

《災害時の公共交通ネットワークの確保》

関係団体等との協定締結や防災訓練などを通じて、災害時の公共交通ネットワークの確保に係る体制の整備を図ります。

オ 孤立集落を想定した連絡体制、防災訓練

《土砂災害》

引き続き、定期的な訓練を行い、災害時における連絡体制の構築や、体制機能の確認・改善を図ります。

《暴風雪及び豪雪》

孤立集落の発生を想定した防災訓練等を実施します。

《支援体制の強化》

大規模災害時における孤立集落等への物資輸送体制の構築や、物資の支援ができるまでの期間を想定した備蓄支援に努めます。

《連絡体制の強化》

大規模災害時に孤立集落等が発生した場合を想定し、通信訓練等によりデジタル防災無線や端末の利用方法の習熟を図ります。

【2 保健医療・福祉】

ア 災害時における医療体制の強化

町内の消防・救急及び医療機関をはじめ、EMIS（広域災害救急医療情報システム）への登録により、県 DMAT（災害派遣医療チーム）や DPAT（災害派遣精神医療チーム）などとの連携や、J-SPEED（災害診療記録）を活用し医療体制の迅速かつ適切な確保を図ります。また、防災訓練等を通じて体制の確認を行います。

イ 感染症対策の実施

予防接種事業の推奨・普及啓発を推進するとともに、接種費用の助成事業などを継続します。

ウ 保健体制の整備

災害医療コーディネーター養成研修及び岩手災害医療ロジスティック研修等を受講します。

エ 医療・保健・福祉の連携強化

災害時の医療救護活動に関する協定を維持するとともに、医療・保健・福祉のネットワーク構築など、連携を強化するための取組を推進します。

【3 産業】

ア 再生可能エネルギーの導入促進

エコ・エネ総合対策事業費補助金を継続し、住民等に対して再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入を促進します。

イ 風評被害の防止

防災対策の推進を図り、安全な町としてPRするとともに、災害時の被害状況や復旧状況等について正しい情報を効果的に発信し、風評被害を防ぐための体制について検討します。

【4 国土保全・交通】

ア 道路施設等の防災対策

《基幹的な交通ルートの確保》

関係団体等との協定締結や防災訓練などを通じて、大規模災害時における基幹的な交通ルート確保に係る体制の充実を図ります。

《道路警戒体制の整備》

各道路管理者及び関係機関との日ごろの情報共有や防災訓練の実施などにより、道路警戒体制について定期的に確認します。

イ 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワーク等の構築

《幹線道路ネットワークの整備》

引き続き、県や関係市町村と連携し、国道281号の改良整備や新たな道路網としての「北岩手北三陸横断道路」の要望を行います。

《町内幹線道路、生活道路の整備》

生活関連道路網の整備充実とともに、修繕により長寿命化を図り、緊急輸送や円滑な救命・救助を確保する道路ネットワークを維持します。

KPI : ○道路改良率
現状（H30）：71.5%
目標（R5）：73%

ウ 除雪施設等の整備

《除雪体制の強化》

情報収集を強化し、効率的な道路の維持管理と除雪体制の充実を図ります。

エ 河川改修等の治水対策

引き続き、国や県等関係機関と連携し、必要な河川改修事業を推進します。

オ 土砂災害対策

《土砂災害対策施設等の整備・改修》

引き続き、必要な砂防事業を推進するため、県への要望を行います。

《土砂災害の防止対策》

必要な砂防事業の推進を図るため、県への要望等を引き続き行うとともに、急傾斜地近傍のリスクや早期避難について周知を図ります。

《天然ダムの情報収集体制の強化》

天然ダムが発生しやすい場所の把握や災害時における情報収集体制等を構築するため、関係機関との相互の情報交換等を強化します。

(7) 廃棄物の処理体制の整備

ア 廃棄物の処理体制の整備

災害廃棄物処理計画を策定し、処理体制を整備します。

イ 流出油対策

貯蔵タンク等の防災対策を図るとともに、災害時の被害状況の把握・連絡対応や応急措置等の体制について、訓練等によって確認します。

ウ アスベスト粉じんばく露防止対策

アスベストが使用されている建築物や設備の把握や、必要な飛散防止対策を講じるとともに、災害時の対応体制について、訓練等によって確認します。

エ 毒物及び劇物流出時の応急措置実施

貯蔵タンク等の防災対策を図るとともに、災害時の被害状況の把握・連絡対応や応急措置等の体制について、訓練等によって確認します。

(8) 災害時業務継続体制の整備

ア 町の業務継続体制の整備

災害時における業務継続計画（BCP）を策定します。

イ 水道事業の業務継続計画の策定

部署間や組織間の情報交換などを通じて、災害時の業務継続体制について周知徹底を図ります。

ウ 下水道事業の業務継続計画の策定

部署間や組織間の情報交換などを通じて、災害時の業務継続体制について周知徹底を図ります。

エ 病院・社会福祉施設における業務継続体制の整備

葛巻病院では、令和2年3月に業務継続計画（BCP）を策定済みです。社会福祉施設等において、災害時における業務継続計画（BCP）を策定します。

(9) 復旧・復興計画等策定の事前準備

町内の住民団体や農業や林業、商工業、観光等の産業従事者等の参画により、復旧・復興計画が策定できるよう、事前の体制づくりを進めます。

(10) 地籍調査の実施

土地の所有者や土地の境界等データの更新を図り、必要な情報を維持管理します。



2-2 老朽化対策

(1) 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化

ア 役場庁舎等の耐震化

新庁舎竣工までの間、現庁舎の地震対策について検討し、耐災害性の維持向上に努めます。また、新庁舎建設後は、適切な維持管理に努めます。

イ 災害対策本部を設置する庁舎機能の強化

現庁舎が災害対策本部として使用できなくなる場合を考慮した訓練等を実施します。

(2) 消防防災設備の整備

購入から一定期間を経過する消防車両を更新するとともに、耐震性能及び備蓄倉庫を備えた後方支援拠点となる消防庁舎及び屯所の整備を進めます。

(3) 学校施設の耐震化

引き続き、施設の計画的な修繕により、耐震性の維持とともに長寿命化を図ります。

KPI : ○構造体の耐震化済み

(4) 公営住宅の老朽化対策

町営住宅改修事業などにより計画的な老朽化対策を実施します。

KPI : ○町営住宅施設維持修繕

現状 (H30) : 29 戸

目標 (R5) : 61 戸

(5) 住宅の耐震化

耐震診断士派遣事業及び耐震改修助成事業の周知を図り、耐震化率の向上を図ります。

KPI : ○耐震診断

現状 (H30) : 5 戸

目標 (R5) : 10 戸

KPI : ○耐震改修

現状 (H30) : 2 戸

目標 (R5) : 7 戸



（6）水道施設の防災機能の強化

地震、豪雨、台風等の自然災害に対応するため、老朽化した施設の更新など防災対策の強化に努めます。

KPI : ○水道普及率

現状（H30）：94.1%

目標（R5）：94.5%

KPI : ○有収率

現状（H30）：54.8%

目標（R5）：60.0%

（7）下水道施設の防災機能の強化

ア 下水道施設の防災機能の強化

農業集落排水施設の計画的な維持管理を図るとともに、合併処理浄化槽の設置を推進するなど、災害時の汚水処理環境の整備に努めます。

イ 下水道施設の老朽化対策

施設の計画的な維持管理を進め、汚水処理に係る施設の耐災害性の強化に努めます。

KPI : ○汚水処理人口普及率

現状（H30）：56.4%

目標（R5）：65.0%

（8）病院・社会福祉施設等の耐震化

ア 病院の耐震化

新築移転した葛巻病院は、耐震化済みであるため、適切な維持管理を行います。また、災害時に備えて非常用設備の整備の充実に努めます。

イ 社会福祉施設の耐震化

新築された施設については、適切な維持管理に努めるとともに、町立保育所の再整備に努めます。

（9）道路施設等の防災対策

ア 道路施設の防災対策

道路施設の耐災害性を確保するため、引き続き、計画的な維持管理、長寿命化に取り組みます。

イ 橋梁の防災対策

橋梁の耐災害性を確保するため、引き続き、計画的かつ予防的な修繕に



取り組みます。

KPI : ○長寿命化工事済橋梁数
現状（H30）：8橋
目標（R5）：13橋

（10）除雪施設等の整備

効率的な除雪作業体制を維持するため、老朽化の進んだ除雪機械の計画的な更新を行います。



2-3 人口減少・少子高齢化対策

(1) 共助機能の維持・強化

ア 消防団の充実

機能別団員や女性団員を含めた消防団員の確保対策を進めるとともに、団編成のあり方について検討を進めます。また、団員のスキルアップや安全意識の向上等に取り組みます。

KPI : ○消防団員の確保（定数 346 人）
現状（H30）：289 人（83.5%）
目標（R5）：320 人（92.4%）

イ 自主防災組織の育成・強化

効果的に自主防災組織の活性化や活動支援を図るため、町民意向を踏まえて検討します。

KPI : ○自主防災隊防災訓練等実施回数
現状（H30）：8回
目標（R5）：17回

ウ 住民組織等と連携した情報提供

自主防災組織と連携した情報提供のあり方についてマニュアルを作成するとともに、定期的に訓練を実施します。

エ ボランティア受入れ体制の整備

災害時の混乱などの状況下においても円滑な災害ボランティア活動を図るため、関係団体等との情報共有などの取組を推進します。

(2) 地域コミュニティの維持・強化

ア 地域コミュニティ力の強化

災害時における自助・共助の発揮や早期の復旧・復興に向けた取組の活性化について、住民や関係機関との情報共有を図るとともにコミュニティ力強化について各種事業を推進します。

KPI : ○相互交流・連携実施自治会数
現状（H30）：3自治会
目標（R5）：6自治会

KPI : ○地域づくり団体等
現状（H30）：1団体
目標（R5）：3団体



KPI : ○地域づくりリーダー研修等の実施
 現状（H30）：0回
 目標（R5）：1回

イ 社会秩序の維持

情報リテラシーに関する啓発活動の実施や、発災時の防犯活動などについて、住民や警察署等関係機関と連携し災害時を想定した体制づくりに努めます。

ウ 人材育成を通じた産業の体質強化

企業誘致や起業支援など地域資源を活かした産業振興を図り、若者や女性等多様な人材の安定した雇用創出、次代の担い手育成等各種施策を推進します。

KPI : ○新規企業誘致数
 現状（H30）：1件
 目標（R5）：2件

KPI : ○新規起業者数
 現状（H30）：1件
 目標（R5）：4件

KPI : ○新規就業者（農業・林業・商工業）
 現状（H30）：3人
 目標（R5）：8人

エ 空き家対策

危険空き家の倒壊等による被害を回避するため、定期的な確認等を行うとともに、除却について検討します。

(3) 農林業の生産基盤・経営の強化

ア 農地侵食防止対策の推進

中山間地域等直接支払制度等により、水路・農道等の維持管理や農地の多面的機能の確保に係る取組を支援します。

イ 農地の荒廃抑制

農地の持つ多面的機能を活用した防災対策を図るため、担い手の確保や効率的な経営の確立、循環型農業の推進等を図ります。

KPI : ○認定農業者数
 現状（H30）：121人
 目標（R5）：125人



ウ 治山事業の推進

県と連携した治山事業の取組を進めます。

エ 適切な森林整備の推進

関係団体等との連携や人材の育成、森林資源の循環利用等を図り、持続可能な森林の構築を図るとともに、森林の公益的機能が十分に発揮されるよう森林管理に努めます。

KPI : ○林道密度

現状（H30）：5.2 m/ha

目標（R5）：5.4 m/ha

KPI : ○再造林率

現状（H30）：43.8%

目標（R5）：50.7%



2-4 人材育成

（1）地域の防災に関する人材育成

ア 復興を担う人材等の育成

関係団体や近隣自治体等との連携により、被災からの復旧・復興に向けた取組に関する人材等の育成のため、情報共有やネットワークづくりなどに取り組みます。

イ 避難行動要支援者名簿及び避難支援活動の整備【再掲】

災害時要援護者支援計画を定期的に見直し、発災時における適切な避難が図られるよう防災訓練等によって確認します。

（2）医療・福祉等に関する人材育成

ア 避難所等における多様性に配慮した支援

避難所等における年齢、性別、障がい等個々の特定に配慮した支援に努めます。

イ 外国人への支援

訪日外国人観光客などの避難支援や避難所等におけるニーズの把握などを行うため、通訳ボランティアの育成や、食事、宗教、文化等の違いへの配慮に努めます。

（3）防災訓練・防災教育等の推進

ア 防災訓練の推進

町民や災害時協定を結んでいる事業者をはじめ、関係機関と連携し、防災訓練の充実を図ります。

イ 災害時の情報発信訓練

災害時の情報発信を着実に実行するために、住民に対する情報発信訓練を定期的実施します。

ウ 防災教育の推進【再掲】

東日本大震災を教訓とした防災教育のカリキュラムを組む等、災害発生時に児童・生徒が的確な判断・行動ができる力を育成するため、各学校で工夫し、教育課程に盛り込みます。



（4）地域づくりを支える人材の育成

ア 地域コミュニティ力の強化【再掲】

災害時における自助・共助の発揮や早期の復旧・復興に向けた取組の活性化について、住民や関係機関との情報共有を図るとともにコミュニティ力強化について各種事業を推進します。

KPI : ○相互交流・連携実施自治会数

現状（H30）：3自治会

目標（R5）：6自治会

KPI : ○地域づくり団体等

現状（H30）：1団体

目標（R5）：3団体

KPI : ○地域づくりリーダー研修等の実施

現状（H30）：0回

目標（R5）：1回

（5）農林業の担い手の確保・育成

ア 人材育成を通じた産業の体質強化【再掲】

企業誘致や起業支援など地域資源を活かした産業振興を図り、若者や女性等多様な人材の安定した雇用創出、次代の担い手育成等各種施策を推進します。

KPI : ○新規企業誘致数

現状（H30）：1件

目標（R5）：2件

KPI : ○新規起業者数

現状（H30）：1件

目標（R5）：4件

KPI : ○新規就業者（農業・林業・商工業）

現状（H30）：3人

目標（R5）：8人



2-5 官民連携

（1）情報収集・発信体制の強化

広域災害救急医療情報システム（EMIS）等、情報システムの運用訓練を実施します。

（2）支援物資の供給等に係る広域的体制の構築

ア 災害用備蓄の確保

計画的な備蓄に努めるとともに、効果的な備蓄方法や備蓄場所について検討を進めます。

イ 物資の調達・供給体制の強化

民間事業者をはじめとした災害協定締結など物資の調達や供給体制の充実を図るとともに、協定先との日ごろからの関係づくりに取り組みます。

ウ 燃料・資機材の確保

燃料や資機材等が円滑に確保されるよう、随時、協定の見直しや防災訓練の実施などを通じて協定先との顔の見える関係を維持します。

エ 避難所、緊急車両等への燃料供給確保

協定を維持するとともに、訓練などを通じて災害時における相互の情報共有体制や燃料供給方法などについて確認します。

（3）エネルギー供給体制の強化

ア エネルギー供給体制の強化

協定先との顔の見える関係の維持に努めます。また、引き続き、大規模災害時において電源等としての活用可能な再生可能エネルギー設備の導入を促進します。

イ ライフラインの災害対応力強化

民間事業者と連携してライフラインの耐震化や老朽化対策を行い、適切な維持管理に努めます。

（4）物資の輸送機能の維持・確保

民間事業者等との協定締結や物資の迅速な輸送を図るための取組・体制整備に努めます。



(5) 応急給水の確保に係る連携体制の整備

ア 応急給水

各水道施設に応援配水できる体制整備を進めます。

イ 上水道の復旧体制の強化

水道事業者等との協定締結等を検討するとともに、復旧体制について訓練等によって確認します。

(6) 下水道等の復旧体制の強化

下水道関連事業者等との協定締結等を含め、災害時の復旧体制について訓練等によって確認します。

(7) し尿等廃棄物の処理体制の整備

災害廃棄物処理計画を策定し、処理体制を整備します。また、災害時でも家畜排せつ物が流出しないよう、酪農家等への指導を徹底します。

(8) 仮設トイレの確保

避難所における避難者の生活に支障が生じないよう必要な数の仮設トイレが確保できるよう体制を整備します。

(9) 防火対策

引き続き、日常的な火災予防の普及啓発を行うとともに、防災訓練において初期消火等の対応について訓練を行います。

(10) 被災企業・農林商工業者等への支援

大規模災害時等における被災企業等への様々な補助制度の充実や金融機関等との連携について検討します。

(11) 廃棄物の処理体制の整備

ア 廃棄物の処理体制の整備【再掲】

災害廃棄物処理計画を策定し、処理体制を整備します。

イ 流出油対策【再掲】

貯蔵タンク等の防災対策を図るとともに、災害時の被害状況の把握・連絡対応や応急措置等の体制について、訓練等によって確認します。

ウ アスベスト粉じんばく露防止対策【再掲】

アスベストが使用されている建築物や設備の把握や、必要な飛散防止対策



を講じるとともに、災害時の対応体制について、訓練等によって確認します。

エ 毒物及び劇物流出時の応急措置実施【再掲】

貯蔵タンク等の防災対策を図るとともに、災害時の被害状況の把握・連絡対応や応急措置等の体制について、訓練等によって確認します。

(12) 情報通信利用環境の整備【再掲】

施設・設備の更新時期を踏まえ、計画的な維持管理及び適切な更新を行います。

KPI : ○防災行政無線デジタル化
現状 (H30) : アナログ無線
目標 (R3) : デジタル無線運用開始

(13) ボランティア受入れ体制の整備【再掲】

災害時の混乱などの状況下においても円滑な災害ボランティア活動を図るため、関係団体等との情報共有などの取組を推進します。

(14) 防災教育の推進【再掲】

東日本大震災を教訓とした防災教育のカリキュラムを組む等、災害発生時に児童・生徒が的確な判断・行動ができる力を育成するため、各学校で工夫し、教育課程に盛り込みます。

(15) 企業等の業務継続計画策定の普及・啓発

ア 企業の業務継続計画策定の普及・啓発

商工団体等の関係機関と連携し、中小企業における業務継続計画(BCP)の必要性に関する普及啓発や、計画の策定支援に努めます。

イ エネルギー供給事業者の業務継続計画策定の普及・啓発

関係機関と連携し、エネルギー供給事業者における業務継続計画(BCP)の必要性に関する普及啓発や、計画の策定支援に努めます。

(16) 人材育成を通じた産業の体質強化【再掲】

企業誘致や起業支援など地域資源を活かした産業振興を図り、若者や女性等多様な人材の安定した雇用創出、次代の担い手育成等各種施策を推進します。

KPI : ○新規企業誘致数
現状 (H30) : 1件
目標 (R5) : 2件



- KPI : ○新規起業者数
現状（H30）：1件
目標（R5）：4件
- KPI : ○新規就業者（農業・林業・商工業）
現状（H30）：3人
目標（R5）：8人

第6章 計画の推進と進捗管理

1 推進体制の構築

本計画や関連する各計画に基づき、地域の強靱化を効果的に進めていくため、本計画の策定に際して構築した体制と同様に、「推進体制」の構築を図り、関係機関や庁内関係部局の情報共有や連携により、効果的な施策・事業の推進を図ります。

また、強靱化の推進にあたっては、行政の取組とともに住民や事業者等との連携も重要となるため、町では、本計画の内容を広く周知し理解を深めることに努めるとともに、平時から各主体の関係構築を図り、地域社会が一体となった強靱化の取組を支援します。

2 計画の進捗管理と見直し

(1) 計画の進捗管理

本計画に基づく施策・取組の実効性を高め、その維持管理または継続的な改善を図るため、① Plan（計画）、② Do（実行）、③ Check（評価）、④ Action（改善）のマネジメントサイクルを機能させ、KPI やその他取組結果などに基づき、計画の進捗を管理します。

(2) 計画の見直し

今後、社会情勢や自然災害リスクの大きな変化が生じた場合や、国や県の国土強靱化に関する取組状況を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて見直しを検討します。

また、本計画は、葛巻町総合計画やその他分野別計画等に対して、国土強靱化の指針となるものであるため、他の計画の見直し、改定等の時期に合わせて所要の検討を行い、整合・調和を図るものとします。